

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号(甲事件)、第●●号(乙事件)、第●●号(丙事件)、
第●●号(丁事件) 青色申告承認取消処分取消等請求事件

国側当事者・国(所沢税務署長、佐久税務署長)

平成24年9月26日却下・棄却・確定

判 決

当事者の表示 別紙1当事者目録記載のとおり(同別紙で定める略称は、以下においても用
いることとする。)

主 文

- 1 原告Bの本件訴えのうち別紙2主文目録記載の部分を却下する。
- 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 所沢税務署長が原告Aに対して平成22年5月17日付けでした平成21年5月12日から同年9月30日までの事業年度以降の法人税の青色申告承認取消処分を取り消す。
- 2 所沢税務署長が原告Bに対して平成22年5月17日付けでした平成16年10月1日から平成17年9月30日までの事業年度以降の法人税の青色申告承認取消処分を取り消す。
- 3 所沢税務署長が原告Bに対して平成22年5月17日付けでした①平成19年10月1日から平成20年9月30日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額2985万7432円及び納付すべき税額831万7100円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分並びに②平成20年10月1日から平成21年9月30日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額427万4989円及び納付すべき税額76万9300円を下回る部分をいずれも取り消す。
- 4 所沢税務署長が原告Bに対して平成22年5月17日付けでした①平成18年10月1日から平成19年9月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち納付すべき税額合計1112万4800円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分、②平成19年10月1日から平成20年9月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち納付すべき税額合計1170万0800円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分並びに③平成20年10月1日から平成21年9月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち納付すべき税額合計755万2600円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 5 佐久税務署長が原告Cに対して平成22年5月17日付けでした平成19年9月11日から平成20年8月31日までの事業年度以降の法人税の青色申告承認取消処分を取り消す。
- 6 佐久税務署長が原告Cに対して平成22年5月17日付けでした平成20年9月1日から平成21年8月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち欠損金の繰戻しによる還付金額

及び翌期繰越欠損金額を0円とした部分並びに過少申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。

- 7 佐久税務署長が原告Dに対して平成22年5月17日付けでした平成17年7月1日から平成18年6月30日までの事業年度以降の法人税の青色申告承認取消処分を取り消す。
- 8 佐久税務署長が原告Dに対して平成22年5月17日付けでした①平成19年7月1日から平成20年6月30日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額8359万1824円及び納付すべき税額2443万7300円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分並びに②平成20年7月1日から平成21年6月30日までの事業年度の法人税の更正処分のうち欠損金額4292万7293円を超える部分及び欠損金の繰戻しによる還付請求1254万9398円を下回る部分をいずれも取り消す。
- 9 佐久税務署長が原告Dに対して平成22年5月17日付けでした①平成19年7月1日から平成20年6月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち納付すべき税額合計1818万6100円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分並びに②平成20年7月1日から平成21年6月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち納付すべき税額合計708万4700円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要等

本件は、いわゆる青色申告の承認を受けていた原告A、原告B、原告C及び原告D（以下、原告4名を総称して「原告ら」という。）が、本件の係争に係る各事業年度又は課税期間（以下、これらを併せて単に「事業年度」ということがある。）に係る帳簿書類等の提示を求められたところ、その提示をしなかったことにつき、上記各事業年度に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が法人税法126条1項に規定する財務省令に定めるところに従って行われていなかった等として、処分行政庁である所沢税務署長及び佐久税務署長が、①原告らに対して青色申告の承認の取消処分をし、②原告Aを除く原告らに対する同処分を前提とする法人税に係る更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分並びに③原告B及び原告Dに対する消費税及び地方消費税に係る更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をしたことについて、原告らが、帳簿書類等を提示することができなかったことには正当な理由があるなどとし、上記の各処分は違法であると主張して、上記各処分の取消しを求めた事案である。

1 略称及び関係法令の定め

- (1) 本件における略称は、既に定めたもの及び以下本文中に定めるもののほか、別紙3略語表に記載のとおりである。
- (2) 関係法令は、別紙4関係法令の定めに記載のとおりである。

2 前提となる事実（証拠等を掲記した事実を除いて、当事者間に争いがない。）

(1) 原告ら

ア 原告Aは、埼玉県狭山市を本店の所在地とする株式会社で、いずれも主にリサイクル業を事業とする原告B、原告C及び原告Dのいわゆる持株会社であり、訴外甲は代表取締役である。

原告Bは、原告Aと同じ場所を本店の所在地とする株式会社であり、訴外甲は代表取締役である。

原告Cは、長野県小諸市●●番地●●を本店の所在地とする株式会社であり、訴外乙は代表

取締役である。訴外甲は、原告Cが設立された平成19年9月11日以後、原告Cの代表取締役であったが、平成22年3月8日に辞任し、原告Cの取締役であった訴外乙が同月11日に代表取締役に就任した。

原告Dは、同所同番地●を本店の所在地とする株式会社であり、訴外乙は代表取締役である。(アにつき、弁論の全趣旨)

イ 訴外甲は、原告ら4社の法人グループのいわゆる主宰者である(甲20)。

訴外乙は、訴外甲の子である(甲22)。

(2) 青色申告の承認

原告Aは、いわゆる設立事業年度である原告A平成21年9月期以後の法人税の確定申告書等の提出について、青色申告の承認を受けていた(甲16)。

原告Bは、設立事業年度である昭和54年10月12日から昭和55年9月30日までの事業年度以後の法人税の確定申告書等の提出について、青色申告の承認を受けていた(甲18)。

原告Cは、設立事業年度である原告C平成20年8月期以後の法人税の確定申告書等の提出について、青色申告の承認を受けていた(甲20)。

原告Dは、設立事業年度である原告D平成18年6月期以後の法人税の確定申告書等の提出について、青色申告の承認を受けていた(甲22)。

(3) 申告

ア 原告A

原告Aは、平成21年11月27日、原告A平成21年9月期法人税確定申告書に、所得の金額又は欠損金額を「-294万2684円」、法人税額を「0円」と記載して所沢税務署長に提出した(甲1)。

イ 原告B

(ア) 法人税

原告Bは、平成20年11月28日に原告B平成20年9月期法人税確定申告書に、平成21年11月26日に原告B平成21年9月期法人税確定申告書に、それぞれ別表3の確定申告欄のとおり記載して所沢税務署長に提出した(甲3の2・3)。

(イ) 消費税等

原告Bは、平成19年11月27日に原告B平成19年9月課税期間消費税等確定申告書に、平成20年11月28日に原告B平成20年9月課税期間消費税等確定申告書に、平成21年11月26日に原告B平成21年9月課税期間確定申告書に、それぞれ別表4の確定申告欄のとおり記載して所沢税務署長に提出した(乙49ないし51)。

ウ 原告C

原告Cは、平成21年10月28日、原告C平成21年8月期法人税確定申告書に、別表6の確定申告欄のとおり記載して佐久税務署長に提出した(甲7)。

エ 原告D

(ア) 法人税

原告Dは、平成20年8月25日に原告D平成20年6月期法人税確定申告書に、平成21年8月27日に原告D平成21年6月期法人税確定申告書に、それぞれ別表8の確定申告欄のとおり記載して佐久税務署長に提出した(甲10の1・2)。

その後、原告Dは、平成21年11月12日、平成21年6月期法人税修正申告書に、

別表 8 の修正申告欄のとおり記載して佐久税務署長に提出した（甲 1 1）。

(イ) 消費税等

原告 D は、平成 2 0 年 8 月 2 5 日に原告 D 平成 2 0 年 6 月課税期間消費税等確定申告書に、平成 2 1 年 8 月 2 7 日に原告 D 平成 2 1 年 6 月課税期間消費税等確定申告書に、それぞれ別表 9 の確定申告欄のとおり記載して佐久税務署長に提出した（乙 5 2、5 3）。

(4) 原告らに対する処分

ア 原告 A

所沢税務署長は、原告 A に対し、平成 2 2 年 5 月 1 7 日付けで、原告 A につき法人税法 1 2 7 条 1 項 1 号に定める事由に該当する事実があったとして、その事実が認められる原告 A 平成 2 1 年 9 月期以後の法人税に係る青色申告の承認を取り消す旨の処分（原告 A 青色取消処分）をした（別表 1。甲 2）。

イ 原告 B

(ア) 所沢税務署長は、原告 B に対し、平成 2 2 年 5 月 1 7 日付けで、原告 B につき法人税法 1 2 7 条 1 項 1 号に定める事由に該当する事実があったとして、その事実が認められる原告 B 平成 1 7 年 9 月期以後の法人税に係る青色申告の承認を取り消す旨の処分（原告 B 青色取消処分）をした（別表 2。甲 4）。

(イ) 所沢税務署長は、原告 B に対し、平成 2 2 年 5 月 1 7 日付けで、原告 B 法人税各更正処分、原告 B 平成 2 0 年 9 月期法人税の加算税賦課決定処分、原告 B 消費税各更正処分及び原告 B 消費税の各加算税賦課決定処分をした（別表 3、4。甲 5 の 1・2、6 の 1 ないし 3）。

なお、原告 B 平成 2 1 年 9 月期法人税更正処分は、所得の金額を「△ 2 1 2 万 8 0 8 3 円」（△は欠損金額を表す。以下同じ。）、納付すべき税額を「0 円」とするもの（減額更正処分）であった（別表 3）。

ウ 原告 C

(ア) 佐久税務署長は、原告 C に対し、平成 2 2 年 5 月 1 7 日付けで、原告 C につき法人税法 1 2 7 条 1 項 1 号に定める事由に該当する事実があったとして、その事実が認められる原告 C 平成 2 0 年 8 月期以降の青色申告の承認を取り消す旨の処分（原告 C 青色取消処分）をした（別表 5。甲 8）。

(イ) 佐久税務署長は、原告 C に対し、平成 2 2 年 5 月 1 7 日付けで、原告 C 平成 2 1 年 8 月期法人税更正処分及び原告 C 平成 2 1 年 8 月期法人税の加算税賦課決定処分をした（別表 6。甲 9）。

エ 原告 D

(ア) 佐久税務署長は、原告 D に対し、平成 2 2 年 5 月 1 7 日付けで、原告 D につき法人税法 1 2 7 条 1 項 1 号に定める事由に該当する事実があったとして、その事実が認められる平成 1 8 年 6 月期以降の青色申告の承認を取り消す旨の処分（原告 D 青色取消処分）をした（別表 7。甲 1 2）。

(イ) 佐久税務署長は、原告 D に対し、平成 2 2 年 5 月 1 7 日付けで、原告 D 法人税各更正処分、原告 D 法人税の各加算税賦課決定処分、原告 D 消費税各更正処分及び原告 D 消費税の各加算税賦課決定処分をした（別表 8、9。甲 1 3 の 1・2、1 4 の 1・2）。

(5) 不服申立手続

ア 異議申立て

- (ア) 原告Aは、所沢税務署長に対し、平成22年6月15日付けで、原告A青色取消処分について異議申立てをした(別表1。甲15)。
- (イ) 原告Bは、所沢税務署長に対し、上記(ア)と同日付けで、原告B各処分について異議申立てをした(別表2ないし4。甲17)。
- (ウ) 原告Cは、佐久税務署長に対し、上記(ア)と同日付けで、原告C各処分について異議申立てをした(別表5、6。甲19)。
- (エ) 原告Dは、佐久税務署長に対し、上記(ア)と同日付けで、原告D各処分について異議申立てをした(別表7ないし9。甲21)。

イ 異議決定

- (ア) 所沢税務署長は、原告Aに対し、平成22年8月27日付けで、上記ア(ア)の異議申立てを棄却する旨の決定をした(別表1。甲15)。
- (イ) 所沢税務署長は、原告Bに対し、上記(ア)と同日付けで、①平成21年9月期法人税更正処分についての異議申立てを却下し、②その余の上記ア(イ)の各異議申立てをいずれも棄却する旨の決定をした(別表2ないし4。甲17)。
- (ウ) 佐久税務署長は、原告Cに対し、上記(ア)と同日付けで、上記ア(ウ)の各異議申立てをいずれも棄却する旨の決定をした(別表5、6。甲19)。
- (エ) 佐久税務署長は、原告Dに対し、上記(ア)と同日付けで、上記ア(エ)の各異議申立てをいずれも棄却する旨の決定をした(別表7ないし9。甲21)。

ウ 審査請求

原告らは、国税不服審判所長に対し、平成22年9月27日、上記イの各異議決定を経た後の本件各処分に不服があるとして、それぞれ審査請求をした(別表1ないし9。甲16、18、20、22)。

エ 裁決

国税不服審判所長は、原告Aに対し、平成23年4月18日付けで、上記ウの審査請求を棄却する旨の裁決をした(別表1。甲16)。

国税不服審判所長は、原告Bに対し、同日付けで、①平成21年9月期法人税更正処分についての審査請求を却下し、②その余の上記ウの審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした(別表2ないし4。甲18)。

国税不服審判所長は、原告C及び原告Dに対し、同日付けで、上記ウの審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした(別表5ないし9。甲20、22)。

(6) 訴えの提起

原告らは、平成23年9月5日、本件各訴えを提起した(当裁判所に顕著な事実)。

3 本件法人税各処分及び本件消費税各処分の根拠及び適法性に関する被告の主張

本件法人税各処分及び本件消費税各処分の根拠及び適法性に関する被告の主張は、後記5において述べるほか、別紙5本件法人税各処分及び本件消費税各処分の根拠及び適法性に記載のとおりである。

4 争点

- (1) 原告B平成21年9月期法人税更正処分の取消しに係る訴えの利益の有無
- (2) 原告らについての青色申告の承認の取消事由の有無

(3) 原告B及び原告Dにつき課税仕入れに係る消費税額の控除が認められるか

5 争点に対する当事者の主張

(1) 原告B平成21年9月期法人税更正処分の取消しに係る訴えの利益の有無

(原告Bの主張の要旨)

原告B平成21年9月期法人税更正処分については、確かに当該部分のみに着目すると、減額の更正処分であり、原告Bの権利又は法律上の利益を侵害するものではないとして、訴えの利益を欠くようにも思われる。しかし、原告Bは、原告B平成21年9月期法人税更正処分だけでなく、原告B平成20年9月期法人税更正処分及び原告B平成20年9月期法人税の加算税賦課決定処分も同時に争っている以上、これらと互いに密接不可分のものとして、原告B平成21年9月期法人税更正処分の取消しに係る訴えの利益が認められるべきものとする。

そもそも、原告B平成21年9月期法人税更正処分がされた理由は、原告B平成20年9月期法人税更正処分が妥当であることを前提に、その結果として特別償却が認められなかったこと等により生じた法人事業税を翌期に引用したからである。そのため、原告B平成20年9月期法人税更正処分及び原告B平成20年9月期法人税の加算税賦課決定処分が取り消された場合には、原告B平成21年9月期法人税更正処分はその根拠を失うという関係にある。そして、原告B平成21年9月期法人税更正処分の訴えの利益がないとすると、同処分自体は確定するものの、原告B平成20年9月期法人税更正処分及び原告B平成20年9月期法人税の加算税賦課決定処分が取り消された場合には、原告B平成21年9月期法人税更正処分との整合性がとれなくなる。

したがって、相互に関連した事業年度の更正処分が問題になっている以上、その一部を取り出して訴えの利益の有無を判断するのではなく、全体として評価すべきであり、原告B平成21年9月期法人税更正処分も、原告Bの納付すべき税額を増額する他の処分の一環としてされたものである以上、原告Bの権利又は法律上の利益を侵害するものといえる。よって、原告B平成21年9月期法人税更正処分の取消しに係る訴えの利益は認められる。

(被告の主張の要旨)

ア 課税処分に対する取消訴訟は、課税処分によって不利益を受けた納税者が救済を求めるために設けられた制度であり、取消訴訟の原告となるには、課税処分の取消しを求めるにつき法律上の利益があることを要するところ、課税処分が納税者にとって有利な場合には、納税者は救済を求める必要がなく、課税処分の取消しを求めるにつき法律上の利益があるとはいえない。

これを本件について見ると、別表3のとおり、所沢税務署長は、原告B平成21年9月期の法人税について、平成22年5月17日付けで、所得の金額を「△212万8083円」、納付すべき法人税額を「0円」とする減額更正処分（原告B平成21年9月期法人税更正処分）をしており、同処分が、原告Bに有利な処分であることは明らかである。

したがって、原告B平成21年9月期法人税更正処分について、原告Bが救済を求める必要があるとは認められず、同減額更正処分の取消しを求めるにつき法律上の利益があるとは認められない。

イ 原告Bは、原告B平成21年9月期法人税更正処分は、原告B平成20年9月期法人税更正処分を同時に争っている以上、互いに密接不可分の請求として訴えの利益が認められるべきである旨主張する。

しかしながら、原告B平成21年9月期法人税更正処分は、所沢税務署長が原告Bに対し平成22年5月17日付けでした原告B平成17年9月期以後の原告B青色取消処分に伴い、原告B平成20年9月期法人税更正処分に連動して行われ、仮に原告B青色取消処分及び原告B平成20年9月期法人税更正処分が取り消されると、これに対応して原告B平成21年9月期の法人税につき所得の金額等を増加させる増額再更正処分の新たな処分が行われることとなる。そのため、原告B平成20年9月期法人税更正処分に対してはその取消しを求めれば足り、また、仮に、原告B平成21年9月期の法人税につき増額再更正処分などの新たな不利益処分がされれば、当該増額再更正処分などの取消しを求めれば足りるのであるから、原告Bの上記主張には理由がない。

(2) 原告らについての青色申告の承認の取消事由の有無

(被告の主張の要旨)

ア 法令等の規定

(ア) 法人税法126条1項は、「第121条第1項(青色申告)の承認を受けている内国法人は、財務省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならない。」と規定している。また、同法127条1項は、1号に定める「その事業年度に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が前条第1項に規定する財務省令で定めるところに従って行われていないこと」という事実がある場合には、納税地の所轄税務署長は、当該事業年度までさかのぼって青色申告の承認を取り消すことができる旨規定している。

法人税法126条1項の趣旨については、最高裁判所平成●年(○)第●号同17年3月10日第一小法廷判決・民集59巻2号379頁(以下「平成17年判決」という。)が、「法人税法が採用する申告納税制度が適正に機能するためには、納税義務者たる法人等が帳簿書類を備え付け、これにすべての取引を正確に記帳し、これを基礎として申告を行うことが必要である。」、「そして、同法は、帳簿書類を基礎とした正確な申告を奨励する趣旨で、一定の帳簿書類を備え付けている者に限って、税務署長の承認を受けて青色申告をすることを認め、上記の者に対し課税手続や税額計算等に関する各種の特典を与えている。」、「税務署長は、青色申告の承認を行うに当たって、青色申告の承認を申請した法人の帳簿書類の備付け、記録及び保存が大蔵省令(当時)で定めるところに従って行われていることを確認し(法人税法123条)、青色申告の承認を受けている法人に対しても、帳簿書類について必要な指示をすることができ(同法126条2項)、この指示に従わなかった法人や、帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載した法人に対しては、青色申告の承認を取り消すことができるとされている(同法127条1項2号及び3号)。」、「これらの各規定は、すべて、税務職員が、青色申告の承認を受けた法人の帳簿書類を適時に検査することができるように、その備付け、記録及び保存がされるべきことを当然の前提としているものということができ、そのようにして上記検査の円滑な実施が確保されることは、青色申告制度の維持に不可欠なものということができる。」と判示している。また、同判決は、青色申告承認を受けた法人の帳簿書類の備付け等の内容について、「法人税法126条1項は、青色申告の承認を受けた法人に対し、大蔵省令(当時)で定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録すべきことはもとより、これらが行われていたとしても、さらに、税務職員が必要と判断し

たときにその帳簿書類を検査してその内容の真実性を確認することができるような態勢の下に、帳簿書類を保存しなければならないこととしているというべきであり、法人が税務職員の同法153条の規定に基づく検査に適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて当該帳簿書類を保存していなかった場合は、同法126条1項の規定に違反し、同法127条1項1号に該当するものというべきである。」と判示している。

(イ) 上記のとおり、青色申告の承認を受けた法人において帳簿書類の備付け等が財務省令に従って行われていることを確認するためには、帳簿書類を閲覧、検査することが不可欠であるところ、これは納税者による帳簿書類の提示があつて初めて可能となるものである。そのため、青色申告の承認を受けている納税者の帳簿書類の備付け等の義務は、税務職員の質問検査に応じてその帳簿書類を提示する義務をも当然に含んでいるものと解される。

そこで、平成12年7月3日付け国税庁長官発「法人の青色申告の承認の取消しについて（事務運営指針）」（課法2-10ほか。乙48。以下「事務運営指針」という。）においても、「法第127条第1項第1号に規定する帳簿書類の備付け、記録又は保存とは、単に物理的に帳簿書類が存在することのみを意味するにとどまらず、これを税務職員に提示することを含むものである。したがって、税務調査に当たり帳簿書類の提示を求めたにもかかわらず調査対象者である法人がその提示を拒否した場合には、当該拒否は同号に規定する青色申告の承認の取消事由に該当することになり、その提示がされなかった事業年度のうち最も古い事業年度以後の事業年度について、その承認を取り消す。なお、帳簿書類の提示がない場合には、青色申告の承認の取消事由に該当する旨を告げて、帳簿書類を提示して調査に応ずるよう再三再四その説得に努める。この場合、調査対象者に対する説明等の応答の経過は、詳細に記録しておくことに留意する。」と定められている。当該事務運営指針は、上記最高裁判決に述べられた法人税法126条1項の趣旨を踏まえた解釈に基づくものであり、合理的内容というべきである。

イ 本件各青色取消処分 of 適法性

本件各青色取消処分は、事務運営指針にのっとり適正に行われており、何ら違法はない。以下、原告らそれぞれについて、詳述する。

(ア) 原告Bについて

- a 本件調査担当者らは、平成22年1月18日、原告Bに電話をかけ、訴外甲に対し、同年2月15日から19日までの間に原告Bに対する法人税等の税務調査を実施したい旨伝え、税務調査への協力を依頼したが、訴外甲から拒否された。
- b その後も、本件調査担当者らは、原告Bに対する法人税等の税務調査に協力するよう依頼するために、平成22年1月25日、同月27日、同月29日、同年2月1日、同月5日、同月8日ないし10日、同月17日、同月18日、同月24日、同年3月9日、同月24日ないし26日、同年4月5日及び同月19日に、それぞれ原告Bに電話をかけたものの、訴外甲の不在等の事情により税務調査への協力を得られなかったほか、応対した訴外甲から直接税務調査を拒否された。その際、本件調査担当者らは、訴外甲に対し、その都度、税務調査に対応できる日程調整及び帳簿書類の提示を要請し、帳簿書類の提示がない場合、結果として青色申告の承認が取り消されることになるほか、消費税の仕入税額控除ができなくなる可能性がある旨を説明して、税務調査への協力を要請していた。

これに対し、訴外甲は、過去に運転資金を税務署に差し押さえられて苦しい思いをしたことや、税務署に無申告者の脱税情報を伝えたにもかかわらず、税務署が税務調査しなかったことなどを繰り返し述べ、自らの不満について納得のいく説明がなければ税務調査に応じられないなどとして税務調査への協力を拒否し、帳簿書類の提示に応じなかったものである。

- c また、本件調査担当者らは、平成22年2月15日、同月19日、同月26日、同年3月16日、同年4月5日及び同月26日、それぞれ原告Bに臨場し、訴外甲に対し、原告Bに対する法人税等の税務調査への協力及び帳簿書類の提示を依頼したが、訴外甲から拒否された。
- d さらに、本件調査担当者らは、平成22年3月16日及び同年4月26日、それぞれ原告B宛てに通知文書をポストに投函し、書面により、税務調査への協力及び対応可能な日程の連絡を依頼するとともに、帳簿書類の提示がない場合の青色申告の承認の取消しの効果について説明した。しかしながら、上記通知文書は、いずれも未開封のまま返送された。
- e 以上のとおり、本件調査担当者らは、度重なる要請にもかかわらず原告Bから帳簿書類の提示がなかったことから、訴外甲に対し、帳簿書類の提示がない場合、青色申告の承認の取消事由に該当する旨を告げて、帳簿書類を提示して税務調査に応ずるよう再三再四説得した。

(イ) 原告Dについて

- a 本件調査担当者らは、平成22年1月18日に原告Dに電話をかけ、原告Dの代表取締役である訴外乙に対し、同年2月15日から同月19日までの間に原告Dに対する法人税等の税務調査を実施したい旨伝えた上、税務調査への協力を依頼したところ、訴外乙から、顧問税理士に相談の上、国税局に連絡する旨申し立てられた。しかし、本件調査担当者らは、訴外乙から連絡がなかったことから、同月1日、原告Dに電話をかけ、訴外乙に対し、税務調査への対応の可否を確認したところ、訴外乙からは、訴外甲の承諾がない限り、協力することはできない旨の回答を得た。
- b そこで、本件調査担当者らは、平成22年1月26日、同月27日、同年2月1日、同月9日、同月16日、同月25日、同月26日、同年3月11日及び同年5月6日、それぞれ原告D又は訴外乙の携帯電話に電話をかけ、その都度、原告Dに対する法人税等の税務調査への協力及び帳簿書類の提示を要請するとともに、帳簿書類の提示がない場合の青色申告の承認の取消しの効果についても説明した。これに対し、訴外乙は、原告Dについて自らには何の権限もなく、訴外甲が実質的な経営者であるから、訴外甲の承諾がない限り、原告Dに対する税務調査及び帳簿書類の提示に応じることができない旨回答した。
- c また、本件調査担当者らは、平成22年2月15日、同月26日及び同年3月16日、原告Dに臨場し、訴外乙又は訴外甲に対し、原告Dに対する税務調査への協力及び帳簿書類の提示を要請したが、いずれも拒否された。
- d 本件調査担当者らは、訴外甲にも、原告Dに対する法人税等の税務調査への協力を依頼するため、上記(ア)で述べたとおり、原告Bにも電話をかけ、訴外甲に対し、原告Dに対する税務調査への協力と帳簿書類の提示を要請したが、訴外甲から拒否された。

e 以上のとおり、本件調査担当者らは、度重なる要請にもかかわらず原告Dから帳簿書類の提示がなかったことから、訴外乙及び訴外甲に対し、帳簿書類の提示がない場合、青色申告の承認の取消事由に該当する旨を告げて、帳簿書類を提示して税務調査に応ずるよう再三再四説得した。

(ウ) 原告Cについて

a 本件調査担当者らは、平成22年1月18日、原告Dに電話をかけ、原告Cの取締役である訴外乙に対し、同年2月15日から同月19日までの間に、原告Cに対する法人税等の税務調査を実施したい旨伝えるとともに、税務調査への協力を依頼した。これに対し、訴外乙が、顧問税理士と相談の上、国税局に連絡する旨回答した。

b 本件調査担当者らは、平成22年2月1日、同月8日、同年4月5日、同月19日及び同年5月6日、原告D又は原告Bに電話をかけ、訴外乙又は訴外甲に対し、原告Cに対する法人税等の税務調査への協力及び帳簿書類の提示を要請した。これに対し、訴外乙は、訴外甲の承諾がない限り税務調査への協力及び帳簿書類の提出には応じられない旨回答し、訴外甲は、自らの不満について納得のいく説明がない限り税務調査への協力及び帳簿書類の提示を拒否する旨回答した。

c また、本件調査担当者らは、平成22年2月15日及び同月26日、原告B又は原告Cの本店所在地である原告Dの事務所に臨場し、訴外甲に対し、原告Cに対する税務調査への協力及び帳簿書類の提出を要請した。

d さらに、本件調査担当者らは、平成22年3月16日及び同年4月26日、原告Bに臨場したが、訴外甲が不在であったため、原告B従業員に対し、訴外甲宛ての通知文書を渡してほしい旨依頼したが、拒否された。そこで、本件調査担当者らは、原告C宛ての通知文書をポストに投函し、書面によっても、原告Cに対する税務調査への協力及び帳簿書類の提示を要請するとともに、帳簿書類の提示がない場合の青色申告の承認の取消しの効果について説明した。しかしながら、上記通知文書は未開封のまま、国税局に返送された。

e 以上のとおり、本件調査担当者らは、度重なる要請にもかかわらず原告Cから帳簿書類の提示がなかったことから、訴外甲及び訴外乙に対し、帳簿書類の提示がない場合、青色申告の承認の取消事由に該当する旨を告げて、帳簿書類を提示して税務調査に応ずるよう再三再四説得した。

(エ) 原告Aについて

a 本件調査担当者らは、平成22年2月15日、原告Aの本店所在地である原告Bに臨場し、訴外甲に対し、原告Aの平成21年9月期の法人税に関する各帳簿書類の提示を求め、原告Aに対する法人税等の税務調査に協力するよう要請した。これに対し、訴外甲は、上記(ア)で記載したとおり、自らの不満について納得のいく説明をしない限り、税務調査への協力及び帳簿書類の提示には応じないとして拒否した。

b 本件調査担当者らは、平成22年2月26日、原告Dに臨場し、訴外甲に対し、原告Aに対する法人税等の税務調査への協力及び帳簿書類の提示を要請するとともに、帳簿書類の提示がない場合の青色申告の承認の取消しの効果を説明した。しかしながら、訴外甲は、税務調査への協力及び帳簿書類の提示を拒否した。

c 本件調査担当者らは、平成22年3月16日及び同年4月26日、原告Bに臨場した

が、訴外甲が不在であったため、応対した従業員に対し、原告A宛ての通知文書を渡してほしい旨依頼したが、拒否された。そこで、本件調査担当者らは、原告A宛ての通知文書をポストに投函し、書面によっても、原告Aに対する税務調査への協力及び帳簿書類の提示を要請するとともに、帳簿書類の提示がない場合の青色申告の承認の取消しの効果について説明した。しかしながら、上記通知文書は未開封のまま、国税局に返送された。

d また、本件調査担当者らは、平成22年4月5日及び同月19日、原告Bに電話をかけ、訴外甲に対し、原告Aに対する税務調査への協力及び帳簿書類の提示を要請するとともに、帳簿書類の提示がない場合の青色申告の承認の取消しの効果を説明した。しかしながら、訴外甲は、前同様に、税務調査への協力及び帳簿書類の提示を拒否した。

e 以上のとおり、本件調査担当者らは、度重なる要請にもかかわらず原告Aから帳簿書類の提示がなかったことから、原告らの代表取締役である訴外甲及び訴外乙に対し、帳簿書類の提示がない場合、青色申告の承認の取消事由に該当する旨を告げて、帳簿書類を提示して税務調査に応ずるよう再三再四説得した。

(オ) 上記のように、原告らは、本件調査担当者らの適法な帳簿書類の提示要求に対し、正当な理由もなく提示を拒否し続けたものであり、原告らには、法人税法127条1項1号に違反する事実があるから、所沢税務署長及び佐久税務署長が原告らに対してした本件各青色取消処分は適法である。

ウ 原告らの主張に対する反論

(ア) 原告らは、本件調査担当者らは、訴外甲と調査日程を調整することもなく、しかも、訴外甲が先約のため対応できない旨を事前に伝えているにもかかわらず、一方的に訴外甲の都合の付かない日時に本社を訪れる等していたのであり、具体的な提示や話し合いがなされないまま、本件更正処分が課せられたのであるから、被告は、原告ら「法人に質問」することも「その帳簿書類その他の物件を検査」すること（法人税法153条1項）も行っていないとして、そもそも本件では税務調査自体が開始されていないため、同法127条1項1号に該当する事実があったとの判断はできないなどと主張する。

しかしながら、同法127条1項1号は、「その事業年度に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が前条1項に規定する財務省令で定めるところに従って行われていないこと」と定めるのみであり、税務調査が開始された後に帳簿書類の備付け等がされていないことを要する規定とはなっていない。そして、平成17年判決において、青色申告の承認を受けている法人は、同法150条の2第1項とは別に、同法126条1項によって帳簿書類の備付け等が義務づけられているが、その帳簿書類が同法153条に基づく検査の対象となることは当然のことである旨判示されているように、同法127条1項1号が定める帳簿書類の備付け等は、上記検査を前提としており、税務職員が青色申告の承認を受けた法人の帳簿書類を適時に検査することができるように、その備付け、記録及び保存がされるべきことを前提としているということができるのである。そのため、青色申告の承認を受けた法人が、財務省令で定めるところにより帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録していたとしても、法人が税務職員による同法153条の規定に基づく検査に対し、適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて当該帳簿書類を保存していなかった場合は、同法126条1項の規定に違反し、同法127条1項1号に該当するとされてい

るのである。

したがって、本件において、原告らに対する法人税等の税務調査が開始されていたか否かは、本件各青色取消処分の適法性には何ら関係がないというべきであるから、原告らの上記主張は理由がない。

また、この点をおくとしても、本件調査担当者らは、平成22年1月18日に原告Aを除く原告らに対し、同年2月15日から同月19日までの間に法人税等の税務調査を実施したい旨伝えている上、同月15日には、原告B及び原告Dの各本社に臨場して原告らに対する法人税等の税務調査への協力及び帳簿書類の提示を求めている。そのため、本件調査担当者らは、遅くとも、同日には臨場調査を開始しているのであるから、本件調査担当者が税務調査を開始していないという原告らの主張は、事実と反する。

(イ) 原告らは、昭和37年9月6日付け国税庁長官発「税務調査の際の納税者および関与税理士に対する事前通知について」(官総6-230ほか。乙1。以下「本件事前通知通達」という。)において、税務調査の際に納税者に対して事前通知を行う場合、関与税理士に対しても通知をしなければならない旨規定しているところ、本件では、税務調査が行われる前に担当税理士が辞任してしまい調査に関与できない状態だったのであるから、実効性のある税務調査の前提自体が欠けており、税務調査自体が開始されていないと主張する。

しかしながら、丙係官は、平成22年1月18日、訴外乙に対し、同年2月15日から19日までの間に原告D及び原告Cの法人税等の税務調査を実施する旨を伝えている上、F係官も同様に、訴外甲に対し、同期間に原告Bに対する法人税等の税務調査を実施する旨連絡している。

そして、上記通達によれば、「納税者について税理士法第30条の規定による代理権を証する書面を提出している税理士があるときは、同法第34条の規定により必ず2による納税者に対する通知とあわせて、その関与税理士に対しても通知をしなければならない」とされているところ、丙係官は、同年1月25日、原告Aを除く原告らが法人税及び消費税等に関する税務代理を委任したことを示す税務代理権限証書に記載された丁税理士(以下「丁税理士」という。)に対し、原告B及び原告Dへの税務調査の協力要請を行っている。そのため、遅くとも本件調査担当者が原告B及び原告Dの各本社に臨場した同年2月15日に本件調査が開始される前に、関与税理士に対する事前通知がなされていたというべきである。

さらに、丙係官は、同年1月25日、丁税理士から、原告Dについては、平成21年6月期の決算後、顧問契約(税務代理)を解除した旨の申立てを受け、原告Aの顧問税理士である税理士法人J事務所(以下「J事務所」という。)が関与していることを把握した。そこで、丙係官は、同日時点において、いまだJ事務所から原告Dの税務代理を証する税務代理権限証書の提出はされていなかったものの、J事務所に連絡し、担当の同事務所のE税理士(以下「E税理士」という。)に対しても原告Dの税務調査の協力要請を行っている。

したがって、本件調査担当者らは、原告Aを除く原告らに対し、税務調査の事前通知を行った上、上記原告らから代理権を授与された丁税理士ばかりか、丁税理士に代わり原告Dの関与税理士となったJ事務所に対しても、税務調査の通知を行っているのであるから、

税理士法 34 条の規定にも本件事前通知通達にも何ら反するものではない。

なお、原告らが本件調査担当者らからの帳簿書類の提示要求に応じなかった主な理由は、訴外甲については、過去に税務署により運転資金を差し押さえられたことや無申告者の脱税情報を提供したのに税務調査をしなかったことに対する不満などであり、訴外乙については、訴外甲の了解を得られない限り帳簿書類の提示ができないというものであって、担当税理士の辞任のみを理由に帳簿書類の提示を行わなかったものではない。

また、仮に、原告らの税務代理をする税理士が辞任していたとしても、税務署長は、税務代理をする税理士がない場合において、当該法人の税務調査ができないとか、法人が税務調査に応じる必要がないなどという規定は存在しないのであって、関与税理士の不在をもって調査が開始されないとはいえない。

加えて、原告らは、上記通達では、事前通知は「調査着手直前に電話で通知する等単に形式的な通知にとどまるようなことのないように配慮すること」を求めているところ、本件調査担当者らの税務調査の事前連絡は形式的な通知にすぎず、当該通達にも反すると主張する。しかしながら、本件調査担当者らは、平成 22 年 1 月 18 日、原告らに対し、約 1 か月後の同年 2 月 15 日から 19 日までの間において税務調査を実施することを伝え、その後も、再三再四調査への協力及び帳簿書類の提示を要請しているものであって、本件調査担当者らの税務調査の事前連絡が形式的な通知であるということとはできない。

(原告らの主張の要旨)

ア 本件各青色取消処分は、本件調査担当者らが原告らに対し質問検査するに当たり、原告らが正当な理由なく帳簿書類を提示しなかったことを理由としてされている。しかし、原告らは、帳簿の備付け、記録及び保存をしており、原告らの本件各係争年度の確定申告は、原告らにおいて備付け、記録及び保存されている帳簿書類に基づいて正確に行われていることから、本件各青色取消処分は取消しの要件を充たさない違法な処分であったし、以下の(ア)ないし(ウ)からしても、取り消されるべきものである。

(ア) 税務調査が開始されていなかったこと

本件事前通知通達は、税務調査の際に事前通知を行うに当たって、一定の場合には、関与税理士に対しても通知をしなければならない旨を定めている。この趣旨は、税理士が関与している対象の実効的な税務調査のためには、税務調査の際にも税理士の関与が必要不可欠であるからにほかならない。

しかし、本件では、税務調査が行われる前に担当の丁税理士が辞任してしまい税務調査に関与できない状態であったのであるから、実効性のある税務調査の前提自体が欠けていたといえる。さらに、その後も、本件調査担当者らは、原告 A 及び原告 B の代表取締役であり、原告 C 及び原告 D の実質的な経営者でもあった訴外甲と税務調査日程を調整することもなく、しかも、訴外甲が先約のため対応できない旨を事前に伝えているにもかかわらず、一方的に訴外甲の都合がつかない日時に本社を訪れる等していたのであり、具体的な提示や話し合いがされないまま、本件各青色取消処分が課せられたのである。つまり、被告は、原告ら「法人に質問」することも「その帳簿書類その他の物件を検査」すること(法人税法 153 条 1 項)もしておらず、そもそも、本件では税務調査自体が開始されていないため、法人税法 127 条 1 項 1 号に該当する事実があったとの判断はできない。

よって、法人税法 127 条 1 項 1 号の帳簿等の保存をしていないことには当たらないた

め、本件各青色取消処分は取り消されるべきである。

(イ) 帳簿等を提示できなかったことに正当な理由があること

a 帳簿書類を提示することが物理的に困難であったこと

前述のように、本件では、税務調査の前に丁税理士が辞任してしまったこと及び訴外甲は3月が年度末であったこともあり多忙で会社にはほとんどいないことを説明したにもかかわらず、本件調査担当者らは訴外甲が会社にいない日時に税務調査に訪れている。そのため、本件調査担当者らが訪れた日時に、原告らが帳簿書類を提示することは物理的に困難であった。したがって、帳簿書類を提示できなかったことには正当な理由がある。

b 課税庁は帳簿書類の備付け状況等を確認するために社会通念上当然要求される程度の努力を怠ったこと

青色申告の承認の取消処分は、その承認を受けていた納税義務者の種々の特典を剥奪する不利益処分である上、帳簿等の不提示という取消事由は法規上明文をもっては規定されていないことに照らすと、その認定に当たっては、一定の慎重さが要求されている。そのため、課税庁の行う税務調査の全過程を通じて、課税庁が帳簿書類の備付け状況等を確認するために社会通念上当然に要求される程度の努力を行ったにもかかわらず、その確認を行うことが客観的にみてできなかったと考えられる場合に取消事由の存在が肯定されると解するのが相当である。

そこで、本件に上記事情が当てはまるか検討すると、前述のように、本件調査は一方的に行われており、課税庁が訴外甲と協議の上日程を調整した形跡はない。この点、前述した通達では、事前通知は「調査着手直前に電話で通知する等単に形式的な通知にとどまるようなことのないように配慮すること」を求めているところ、本件調査担当者らが訴外甲にした連絡はまさに形式的な通知にすぎず、当該通達に反する。したがって、本件調査は、訴外甲の都合に全く配慮せず、具体的な日程調整もされないまま強行的にされたものであり、社会通念上当然に要求される程度の努力を行ったとは到底いえない。

また、本件調査が一方的に行われたことは、訴外甲と本件調査担当者らとのやり取りからもうかがわれる。すなわち、訴外甲は、訴外甲の隣の住民が無申告だったにもかかわらず、課税庁が当該住民に対し申告を促すことすらしていないことについて説明を求めていたにもかかわらず、無視するという対応をとったのである。税金は公平性が重視されるのであるから、支払う側の不公平感を取り除いて支払を促すことは当然無視できない作業であり、そのような作業を行っていない点でも社会通念上当然に要求される程度の努力を行ったとはいえない。

本件調査担当者らは、訴外甲らに対し、高圧的な態度をとり続け、税務調査についても、訴外甲らが忙しいと説明しているにもかかわらず、一方的に架電又は臨場し、形式的な押し問答を繰り返すだけであった。税務調査に応じない場合の不利益についても機械的に述べるだけで、訴外甲らに説明するという観点が抜け落ちていた。このことは、丁税理士が辞任した後、他の税理士に相談した方がよいというようなアドバイスもされていないことからもうかがわれる。特に、丙係官は、訴外甲に対しけんか腰で一方的に話すことが多く、立ち話であったこともあり、訴外甲らは税務調査に応じない場合の不利益等を理解することができなかった。これに対し、原告らは、帳簿の備付け、記録及

び保存を適切にしており、本件調査担当者らから適切な説明がされていれば帳簿等を提示するつもりであった。原告らが帳簿の保存等をしており、帳簿等を提示する意思があったことは、訴外甲及び訴外乙の対応からもうかがわれる。すなわち、そもそも提示する意思がなかったり、帳簿等を保存していなかったりするのであれば、本件調査担当者らに対して対応すらしめないことも十分考えられるところ、訴外甲らは電話や訪問に対応できる際には、居留守等を使うことなくきちんと対応していたのである。しかも、訴外甲らは、税務調査に協力すべく、事前に税務調査に用いる部屋も準備しており（甲23の5）、それぞれ段ボールに納めた帳簿書類全部を本件調査担当者らの前でいつでも確認できる状態にしておいたのである（甲23、24）。

さらに、丁税理士が辞任後、原告らの顧問税理士となったJ事務所には、本件調査担当者らから一度電話があったきりで、処分を下すに当たっても事前に税理士に対しての説明の電話すらなかったのである。前述のように、本件事前通知通達は、税理士の関与を認めるべきという趣旨であるにもかかわらずである。

したがって、税務調査に応じない場合の説明も十分にしておらず、税務調査への協力に対する説明も不十分であったのであり、社会通念上当然に要求される程度の努力を行ったとはいえない。よって、帳簿書類を提示できなかったことには正当な理由がある。

(ウ) 以上より、原告らには帳簿書類等提示の拒絶の意図はなく、帳簿の備付け、記録及び保存を適切に行っていたし、税務調査に協力するつもりでいたにもかかわらず、本件調査担当者らが訴外甲らへの適切な説明を怠り、一方的な税務調査を行ったため提示ができなかったのである。したがって、課税庁は、帳簿書類の備付け状況等を確認するために社会通念上当然に要求される程度の努力を尽くしたものであるということとはできない。

よって、帳簿等の保存を行っていないことには当たらず、法人税法126条の要件を満たすものであるから、本件各青色取消処分は取り消されるべきものである。

(3) 原告B及び原告Dにつき課税仕入れに係る消費税額の控除が認められるか

(被告の主張の要旨)

ア 仕入税額控除の趣旨について

消費税法30条1項は、消費税法が、同法6条により非課税とされるものを除き、国内において事業者が行った資産の譲渡等に対して、広く消費税を課税する(同法4条1項)結果、取引の各段階で課税されて税負担が累積することを防止するため、前段階の取引に係る消費税額を控除することとしたものである。

イ 仕入税額控除が認められる要件について

申告納税方式の下では、納税義務者のする申告が事実に基づいて適正に行われることが肝要であり、必要に応じて税務署長等がこの点を確認することができなければならないため、事業者は、帳簿を備え付けてこれにその行った資産の譲渡等に関する事項を記録した上、当該帳簿を保存することを義務づけられており(消費税法58条)、税務職員は、必要があるときは、事業者の帳簿書類を検査して申告が適正に行われたかどうかを調査することができ(同法62条)、税務職員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者に対しては罰則が定められ(同法68条1号)、税務署長が適正に更正処分等を行うことができるようにされている。

そして、同法30条7項は、同法58条の場合と同様に、当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等が税務職員による検査の対象となり得ることを前提に

しており、事業者が、国内において行った課税仕入れに関し、同法30条8項1号所定の事項が記載されている帳簿及び同条9項1号所定の書類で同号所定の事項が記載されている請求書等を保存している場合において、税務職員がそのいずれをも検査することにより課税仕入れの事実を調査することが可能であるときに限り、仕入税額控除に係る同条1項の規定を適用することができることを明らかにするものと解される。そのため、同条7項の規定の反面として、事業者が上記帳簿又は請求書等を保存していない場合には仕入税額控除が適用されないことになるが、このような法的不利益が特に定められたのは、資産の譲渡等が連鎖的に行われる中で、広く、かつ、薄く資産の譲渡等に課税するという消費税について適正な税収を確保するには、上記帳簿等という確実な資料を保存させることが必要不可欠であると判断されたためであると解される（最高裁判所平成●●年（〇〇）第●●号同16年12月16日第一小法廷判決・民集58巻9号2458頁、最高裁判所平成●●年（〇〇）第●●号同年12月20日第二小法廷判決・裁判集民事215号1005頁（上記2つの最高裁判例を総称して「平成16年判決」という。）、前掲平成17年判決参照）。したがって、仕入税額控除が認められるためには、①課税仕入れ等に係る消費税額が真実存在することのみならず、②法定の事項を記載した仕入税額控除に係る帳簿等を納税者が保存していることが必要である。

また、消費税法30条7項の趣旨を上記のように解する以上、納税者が、同項に規定する帳簿等を整理し、同法62条に基づく税務職員による検査に当たって適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて保存していなかった場合は、同法30条7項にいう「事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合」に当たり、納税者が災害その他やむを得ない事情により当該保存をすることができなかったことを証明しない限り（同項ただし書）、帳簿等の保存がない課税仕入れに係る課税仕入れ等の税額について、仕入税額控除が適用されないというべきである（平成16年判決及び平成17年判決参照）。

したがって、同項にいう「帳簿及び請求書等を保存」とは、単なる物理的な帳簿等の保存にとどまるものではなく、税務職員による適法な帳簿等の提示要求に対し、当該事業者がその保存の有無及びその記載内容を確認し得る状態に置くことをも意味する趣旨であると解するのが相当である。

ウ 本件において仕入税額控除が適用されないこと

上記(2)で述べたとおり、本件調査担当者らは、原告B及び原告Dに対し、本件調査において、再三再四帳簿書類の提示を求めた上、課税仕入れに係る帳簿等の保存がなければ仕入税額控除が認められない旨の説明をしたにもかかわらず、税務調査への協力及び帳簿書類の提示をかたくなに拒否されたため、原告B及び原告Dの帳簿書類等の保存を確認できなかったものである。また、原告B及び原告Dは、上記(2)で述べたとおり、訴外甲が過去に税務署から運転資金を差し押さえられたことや、訴外甲が無申告者の情報を提供したにもかかわらず税務調査が行われなかったことへの不満について納得のいく説明がない限り税務調査への協力及び帳簿書類の提示に応じないなどと申し立てて帳簿等の提示を拒み続けたものである。上記申立て内容が、消費税法30条7項が定める「災害その他やむを得ない事情」に当たらないことは明白である上、原告B及び原告Dは、上記事情を証明していない。

したがって、本件においては、仮に、原告が帳簿等を保管し、これを税務調査の際に所持

していたとしても、「消費税法62条に基づく税務職員による検査に当たって適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて保存していなかった場合」に当たり、同法30条7項に規定する「課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合」に該当するから、同条1項の仕入税額控除の規定は適用されないというべきである。

(原告B及び原告Dの主張の要旨)

ア 課税仕入れに係る消費税額の控除がないことを前提にした本件消費税各処分は、本件調査担当者らが原告らに対し質問検査するに当たり、原告らが正当な理由なく帳簿書類を提示しなかったことを理由としてされている。

しかし、原告B及び原告Dは、帳簿の備付け、記録及び保存をしていた。そして、上記(2)に主張したように、そもそも、本件では税務調査自体が開始されていないため、消費税法30条7項の帳簿を保存していたかどうかの判断もできないのであるから、「保存しない場合」にも該当しない。

さらに、原告B及び原告Dは、帳簿の備付け、記録及び保存を適切に行っており、税務調査に協力するつもりでいたにもかかわらず、本件調査担当者らが訴外甲らへの適切な説明を怠り、一方的な税務調査を行ったため提示ができなかったのであって、課税庁が帳簿書類の備付け状況等を確認するために社会通念上当然要求される程度の努力を怠ったことも前記(2)に主張したとおりであり、本件では、原告B及び原告Dが帳簿書類を提示できなかったことには正当な理由がある。

よって、同項の帳簿等の保存をしていないことには当たらないため、帳簿書類の提示がなかったことを理由とする本件消費税各処分は取り消されるべきである。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (原告B平成21年9月期法人税更正処分の取消しに係る訴えの利益の有無)について

(1) 前記第2・2前提となる事実(3)イ(ア)及び(4)イ(イ)のとおり、本件においては、原告Bが、原告B平成21年9月期の法人税について、所得の金額を「427万4989円」、納付すべき税額を「76万9300円」として確定申告をしたのに対して、所沢税務署長は、平成22年5月17日付けで、所得の金額を「△212万8083円」、納付すべき法人税額を「0円」とする減額更正処分(原告B平成21年9月期法人税更正処分)をしており、同処分が、当初の原告Bによる確定申告の内容よりも原告にとって有利なものであることは明らかである。

そうすると、原告B平成21年9月期法人税更正処分は、原告Bの当初の申告における所得の金額及び納付すべき税額を減額するという納税者に有利な効果をもたらす処分であり、原告Bが同処分について救済を求める訴えの利益はないといわざるを得ない(なお、最高裁判所昭和●●年(〇〇)第●●号同56年4月24日第二小法廷判決・民集35巻3号672頁参照)。

(2) この点、原告Bは、原告B平成21年9月期法人税更正処分だけでなく、原告B平成20年9月期法人税更正処分及び原告B平成20年9月期法人税の加算税賦課決定処分も同時に争っており、これらは互いに密接不可分の請求であること、原告B平成21年9月期法人税更正処分がされた理由は、原告B平成20年9月期法人税更正処分が妥当であることを前提に、その結果として特別償却が認められなかったこと等により生じた法人事業税を翌期に引用したからであり、原告B平成20年9月期法人税更正処分及び原告B平成20年9月期法人税の

加算税賦課決定処分が取り消された場合には、原告B平成21年9月期法人税更正処分はその根拠を失うという関係にあること、原告B平成21年9月期法人税更正処分の訴えの利益がないとすると、同処分自体は確定するものの、原告B平成20年9月期法人税更正処分及び原告B平成20年9月期法人税の加算税賦課決定処分が取り消された場合には、原告B平成21年9月期法人税更正処分との整合性がとれなくなるなどから、その一部を取り出して、訴えの利益の有無を判断するのではなく、全体として評価すべきであり、原告B平成21年9月期法人税更正処分も、原告Bの納付すべき税額を増額する他の処分の一環としてされた処分である以上、原告Bの権利又は法律上の利益を侵害するものとして同処分の取消しに係る訴えの利益が認められる旨を主張する。

しかしながら、原告B平成21年9月期法人税更正処分は、原告B青色取消処分及び原告B平成20年9月期法人税更正処分に連動してされてはいるものの、これらの処分とは別個のものであるといわざるを得ないし、仮に原告B青色取消処分及び原告B平成20年9月期法人税更正処分が取り消されると、これに対応して原告B平成21年9月期の法人税につき所得の金額等を増加させる増額再更正処分などの新たな不利益処分がされる余地があり得るが、その場合には、その内容に応じてそれについての取消しを求めれば足り、上記のような余地があることをもって、現時点においてあえて確定申告の内容よりも有利な内容となっている原告B平成21年9月期法人税更正処分の取消しを求めるべき根拠とはし得ないものと解される。

よって、原告Bの上記主張は理由がないといわざるを得ない。

2 争点(2) (原告らについての青色申告の承認の取消事由の有無) について

(1) 関係法令の規定及び解釈

ア 法人税法126条1項は、青色申告の承認を受けている内国法人は、財務省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならない旨を定め、同法127条1項は、青色申告の承認を受けた内国法人につき、その事業年度に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が同法126条1項に規定する財務省令で定めるところに従って行われていないとの事実がある場合には、その事業年度までさかのぼって、その承認を取り消すことができる旨を定めている。

そして、同法が法人税につき申告納税方式を採用していることの趣旨及び青色申告制度を含めてのその仕組み並びに同法126条1項及びこれに関連する帳簿書類の保存、調査等についての諸規定の趣旨に照らせば、同法126条1項は、青色申告の承認を受けた法人に対し、財務省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録すべきことはもとより、これらが行われていたとしても、さらに、税務職員が必要と判断したときにその帳簿書類を検査してその内容の真実性を確認することができるような態勢の下に、帳簿書類を保存しなければならないこととしているというべきであり、法人が税務職員の同法153条の規定に基づく検査に適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて当該帳簿書類を保存していなかった場合は、同法126条1項の規定に違反し、同法127条1項1号に該当するものと解され、法人が税務職員から当該法人に対する税務調査において適法に帳簿書類の提示を求められ、これに応じ難いとする理由も格別なかつたにもかかわらず、帳簿書類の提示を拒み続けたようなときは、当該法人は、当該調査がされた時点で所定の帳簿書類を保管していたとしても、上記のように所要の態勢を整えて当該帳簿書類を保存していなかった場合に当たるものというべきである（平成17年判決参照）。

イ なお、事務運営指針（乙４８）の１（１）は、法人税法１２７条１項１号に規定する帳簿書類の備付け、記録又は保存は、単に物理的に帳簿書類が存在することのみを意味するにとどまらず、これを税務職員に提示することを含むものとした上で、税務調査に当たり帳簿書類の提示を求めたにもかかわらず調査対象者である法人がその提示を拒否した場合には、当該拒否は同号に規定する青色申告の承認の取消事由に該当し、帳簿書類の提示がない場合には、青色申告の承認の取消事由に該当する旨を告げて、帳簿書類を提示して税務調査に応ずるよう再三再四その説得に努め、この場合、調査対象者に対する説明等の応答の経過は、詳細に記録しておくことに留意する旨定めているところ、上記事務運営指針の定めは、上記アに述べたところの趣旨に沿うものであって、合理的内容を有するものというべきである。

ウ 以下、上記に述べたところに従い、本件について検討することとする。

(2) 前記第２・２前提となる事実に加え、証拠（本文中に掲記する。）及び弁論の全趣旨によれば、本件調査の経緯につき以下の事実が認められ、同認定を覆すに足りる証拠はない。

ア 所沢税務署長及び佐久税務署長並びに関東信越国税局課税第二部資料調査第一課長は、平成２２年１月中旬頃、原告らの本件各係争年度における所得の金額等を確認する必要があると認め、関東信越国税局課税第二部資料調査第一課長において丙係官（なお、所属、職名等は当時のもの。以下同じ。）、F係官及びG係官に対し、佐久税務署長においてH係官及びI係官に対し、それぞれ原告らに対する本件調査をするよう命じた。

（弁論の全趣旨）

イ 平成２２年１月１８日

（ア） 丙係官は、同日午後４時５５分頃、原告Dに架電し、応答した訴外乙に対し、同年２月１５日から同月１９日までの間に原告Dと原告Cの法人税等の税務調査を実施する旨を伝え、日程調整を依頼したところ、訴外乙は、顧問税理士に相談の上で国税局へ連絡する旨を述べた。（乙３）

（イ） F係官は、平成２２年１月１８日午後５時４５分頃、原告Bに架電し、応答した訴外甲に対し、同年２月１５日から同月１９日までの間に原告Bの法人税等の税務調査を実施する旨を伝えたところ、訴外甲は、過去に運転資金を税務署に差し押さえられて苦しい思いをした一方で、無申告者の脱税情報を税務署に教えたにもかかわらず、税務署が税務調査をしなかったことに不公平感を味わい強い不満を持っているなどとし、多忙を理由に、税務調査に協力しない旨を述べた。F係官は、訴外甲に対し、税務調査の実施につき再度要請するとともに、無申告者に関する税務調査に関しては、職員に守秘義務があるために、第三者への税務調査実施の有無やその結果については伝えられない旨などを説明して理解を求めたが、訴外甲は、考えを変えなかった。また、訴外甲は、原告Bの顧問税理士である丁税理士に申告を任せて法人税を納税している旨を述べるなどして、多忙を理由に電話を切った。（乙３）

ウ 平成２２年１月２５日

（ア） 丙係官は、同日午前９時５０分頃、原告B及び原告Dの法人税等の税務調査の件で、丁税理士に架電した。丁税理士は、訴外甲から、原告Bに対する税務調査への協力要請を断ったと言われた旨を述べるとともに、訴外甲が無申告者の脱税情報を税務署へ提供したにもかかわらず税務調査が行われなかったことを引きずっているようであるが、説明すれば理解を得られるはずなので、翌日、訴外甲と会って税務調査に協力するよう話しておく

旨を述べた。その際、丙係官が、丁税理士に対し、原告Dからの連絡の有無を確認したところ、丁税理士は、原告Dとの顧問契約は平成21年の決算後に解除したとし、現在は同社の顧問税理士は原告Aの顧問税理士（J事務所）と同じ税理士であると思われる旨を述べた。（乙4）

(イ) 丙係官は、平成22年1月25日午後6時25分頃、J事務所に架電し、応答した同事務所のE税理士に対し、同年2月15日から同月19日までの間に原告Dの法人税等の税務調査を実施する旨を伝え、日程調整を依頼したところ、E税理士は、原告Dから直接連絡を受けておらず、税務調査立会いの要請もないので、丙係官から再度原告Dに連絡してほしい旨を述べるとともに、原告Dから税務への関与の依頼を受けたのが平成21年秋であり、同社の過去の書類がどこにあるかも分からない旨を述べた上、国税局から連絡があったことは訴外乙には伝えるが、原告Dが税務調査を受けることを了承しない限り動けない旨を述べた。（乙5）

エ 平成22年1月26日

丙係官は、同日午後1時15分頃、原告Dに架電したが、訴外乙が不在であったため、同事務員に再度連絡する旨を伝えた。（乙5）

オ 平成22年1月27日

(ア) 丙係官は、同日午前10時30分頃、原告Dに架電したが、訴外乙が不在であったため、同事務員に再度連絡する旨を伝えた。（乙5）

(イ) 丙係官は、平成22年1月27日午後3時30分頃、丁税理士からの電話に応答したところ、丁税理士は、同月26日に訴外甲に税務調査への協力を要請したが、訴外甲からは、過去の差押えや情報提供した無申告者に対する税務調査についての話ばかりがあり、らちがあかない旨、訴外甲からは手を引くように言われるなどし、関与を継続するか否か悩んでいる旨などを述べた上で、丙係官に対し、訴外甲に直接会って話すことを提案した。丙係官は、丁税理士に対し、税務調査の公平性からもこのままにしておくわけにはいかず、訴外甲に直接会って税務調査への協力を要請する旨を伝えたところ、丁税理士は、税務調査時に訴外甲から同席の要請があれば日程を調整するので、状況を教えるよう述べた。（乙5）

(ウ) 丙係官は、平成22年1月27日午後3時38分頃、原告Dに架電したところ、同事務員から、訴外乙が不在であり帰社時間も分からない旨を応答されたことから、同事務員に対し、訴外乙が帰社したら折り返し連絡をするように依頼した。（乙5）

カ 平成22年1月29日

F係官は、同日午後3時10分頃、原告Bに架電したところ、同社従業員から、訴外甲が会議のため応対できない旨を応答されたために、同日午後6時30分頃再度電話する旨を伝えた。F係官が、同日午後6時30分頃、原告Bに架電したところ、営業終了の録音メッセージが流れ、つながらなかった。（乙6）

キ 平成22年2月1日

(ア) 丙係官は、同日午前8時58分頃、原告Dに架電し、応答した訴外乙に対し、同月15日から同月19日までの間の原告D及び原告Cに対する税務調査への協力を要請した件について確認した。訴外乙は、借入れや資金の入出金の全てを訴外甲に相談して決めるなど、全権を訴外甲に委任している旨、自分では何もできず、訴外甲が税務調査に同意す

れば税務調査を受ける旨を述べたことから、丙係官は、訴外甲に連絡する旨を伝えた。(乙6)

(イ) F係官は、平成22年2月1日午前9時15分頃、原告Bに架電したところ、同社従業員から、訴外甲が会議中で応対できない旨を応答されたので、同従業員に対し、会議が終了し次第、訴外甲から折り返し電話をしてほしい旨を要請した。(乙6)

(ウ) F係官は、平成22年2月1日午後1時15分頃、原告Bに架電し、応答した訴外甲に対し、訴外乙から原告Dの税務調査の件も訴外甲に全部委任しているとの話があった旨を述べた上で、同月15日からの週の原告B及び原告Dに対する税務調査への協力を要請した。

訴外甲は、過去の差押えや無申告者に対する税務調査についての不満などを述べて、税務調査に応じない旨などを述べた。F係官は、訴外甲に対し、税務調査実施の有無等については守秘義務があるために話せない旨を説明するとともに、当時の差押えの件については、当時の担当者が法律にのっとって実施したことであり、コメントできる立場にない旨を説明した。また、F係官は、訴外甲に対し、丁税理士に原告B及び原告Dの2社に対する税務調査への協力及び日程調整を依頼したが、丁税理士からも税務調査に応じられないと連絡があった旨を伝えた。

訴外甲は、原告B及び原告Dに係る丁税理士との顧問契約を解除したので、二度と丁税理士に連絡しないよう述べた。

F係官は、丁税理士への連絡の件については了承した旨を伝えるとともに、訴外甲に対し、税務調査への協力の説明のために臨場したいとして日程確保を依頼したが、訴外甲は、予定があるとしてこれを拒絶するとともに、真面目に申告・納税をしているから、帳簿を見せる必要はなく、帳簿を見れば、搜索令状を持ってくるなり、法律にのっとって実施すればいい旨を述べた。F係官は、再度、同様の要請をしたが、訴外甲は、国税の取扱いが不公平なので、きっちり説明してくれなければ、会社の中には一歩も入れないし、帳簿も見せない旨を述べた。F係官からのその後の依頼に対しても、訴外甲が、国税の不公平及び公私の多忙を述べたため、進展はなかった。(乙6)

(エ) 上記(ウ)のやり取りの後、訴外甲は、丙係官に電話を代わるよう求め、丙係官が応対すると、丁税理士に何度も架電したことやその電話での対応について不服を述べるとともに、税務調査に協力するつもりはない旨を改めて述べ、無申告であるにもかかわらず税務調査を受けない会社の税金と、真面目に申告して納税ができずに滞納した税金の違いについて、納得できる説明を受けるまでは税務調査は受けない旨を述べた。

丙係官は、訴外甲に対し、今回の税務調査は、税の納付の公平や申告内容の正確性についての判断のためのものである旨を説明して協力を依頼するとともに、過去の差押えや脱税情報の提供の話とは別の話であり、それをもって税務調査を拒む理由にはならない旨を説明し、直接会って、税務調査に応じてもらえるよう説明させてもらいたい旨を伝えた。

訴外甲は、上記の説明を受けても、今後税務調査を受ける気はなく、令状を持って来て税務調査を実施すればいい旨を述べた。

丙係官は、訴外甲に対し、訴外甲の考えにつき再度検討の上、連絡する旨を伝えたところ、訴外甲は電話を切った。(乙6)

ク 平成22年2月5日

丙係官は、同日午後3時10分頃、原告Bに架電したところ、訴外甲が不在であったことから、応対者に対し、可能であれば、訴外甲に連絡の上、同日午後5時までに折り返し連絡してほしい旨を依頼した。

原告Bの上記の応対者は、同日午後3時22分頃、丙係官に架電し、訴外甲が移動中であり、その後も所用があつて連絡できないので、翌週月曜日（同月8日）に電話をもらいたい旨を述べたので、丙係官は、同日に連絡する旨を伝えた。（乙7）

ケ 平成22年2月8日

(ア) 丙係官は、同日午前9時55分頃、原告Bに架電したが、訴外甲が接客中で応対できない旨を言われたため、再度連絡する旨を伝えた。（乙8の1）

(イ) 丙係官は、平成22年2月8日午後1時5分頃、原告Bに架電し、応答した訴外甲に対し、改めて税務調査の連絡をする旨を伝えたところ、訴外甲は、何度その話をされても、無申告の会社の税務調査がされない一方、真面目に申告して税金が払えなかっただけで差押えを受けた訴外甲と違いは大きく、許せない旨などを述べ、この問題に答えられない限り何も見せない旨を述べた。

丙係官は、過去の差押えや脱税情報提供の話と今回の税務調査を受けないのは別の話である旨を説明した上、改めて、原告B、原告D及び原告Cに対する法人税等の税務調査を予定している旨を伝えたが、訴外甲は、丙係官に対し、同じ不満を述べて、この点についての理由を説明して、目の前で土下座して謝罪しない限り税務調査はさせない旨を述べた。

丙係官は、税務調査に応じず帳簿の提示がない場合には、法人税の青色申告の承認の取消しを5事業年度分、課税仕入れに係る消費税額等を3課税期間分控除できなくなる旨を説明したところ、訴外甲は、自分の質問には納得のいく回答をしないのに、そのような話をするのはずるい旨などを述べた。

丙係官は、訴外甲に対し、直接会って話したいので翌日か翌々日に日程を確保できないか確認したが、訴外甲は、応対できない旨を回答した上で、再度、丙係官に対し、納得のいく話ができるのか旨を述べた。

丙係官は、無申告者の税金と滞納した税金は同じ国税で違いはない旨、守秘義務があるため、無申告者に対する税務調査の実施の有無等について話すことはできない旨を説明し、無申告者については税務調査が必要であれば適切に税務調査している旨を伝えたが、訴外甲は、依然として不満を述べた。丙係官は、訴外甲に対し、訴外甲の述べるところは税務調査に応じない理由にならない旨を告げたが、訴外甲は、同様の不満を述べた上で、自分の問いに対するきちんとした返事を持って来るように述べて電話を切った。（乙8の1・2）

コ 平成22年2月9日

(ア) 丙係官は、同日午後1時10分頃、原告Bに架電したが、訴外甲が原告Dへ出張中である旨を言われたために、原告Dに連絡する旨を伝えた。（乙9）

(イ) 丙係官は、平成22年2月9日午後1時15分頃、原告Dに架電したところ、訴外乙は電話に應對できない旨を言われたため、同日午後3時頃に再度電話する旨を伝えた。

丙係官は、同日午後3時13分頃、原告Dに架電したところ、訴外乙は電話に應對できない旨を言われたため、訴外乙から折り返しの連絡をもらえるように依頼した。（乙10）

(ウ) 丙係官は、平成22年2月9日午後4時50分頃、原告Dに架電し、応答した訴外乙

に対し、原告Dに対する税務調査の件で架電した旨を告げたところ、訴外乙は、自分は「雇われ社長」で何の権限もなく、訴外甲が会社を監督している実質的な社長であり、答えられることは何もなく、適当な回答をすると訴外甲に叱られる旨を述べた。

丙係官は、訴外乙に対し、同月15日午後1時に原告Dに税務調査のために臨場することを伝えるために電話した旨を告げたところ、訴外乙は、訴外甲に許可をもらわないと何もできず、訴外甲に直接話してほしい旨を述べた。

丙係官は、訴外乙に対し、訴外甲にも同日午後1時に税務調査のため原告Dに臨場することを伝える旨及び原告Dの社長である訴外乙と直接会って話したい旨を伝えたが、訴外乙は、自分は名前だけの雇われ社長なので、何も決められず、訴外甲に話を通してもらわないと、イエスカノーか言えない旨、訴外甲に話をしてほしい旨を述べた。(乙11)

サ 平成22年2月10日

(ア) 丙係官は、同日午後3時10分頃、原告Bに架電したところ、訴外甲は不在である旨を言われたため、翌週の同月15日月曜日午前10時に原告Bに臨場するので、不明な点があったら、折り返し電話をするよう伝えた。(乙12)

(イ) 丙係官は、平成22年2月10日午後4時35分頃、原告Bに架電し、応答した訴外甲に対し、同月15日午前10時に原告Bに、同日午後1時に原告Dにそれぞれ臨場することを聞いているか確認したところ、訴外甲は、その点は承知しているが、訴外甲が求めている説明に回答できるのか尋ねた。

丙係官は、訴外甲に対し、税務調査のために臨場する旨を説明すると、訴外甲は、無申告者に対する税務調査についての不満等を述べて、臨場しても無駄である旨を述べた。

丙係官は、訴外甲に対し、仮に無申告者の税務調査を実施したとしても、実施した証拠は見せられない旨などを説明した上、上記日時に法人税等の税務調査のために臨場する旨を再度伝えたが、訴外甲は、上記の点についての説明がない限り、臨場しても無駄である旨を述べて電話を切った。(乙13)

シ 平成22年2月15日

(ア) 丙係官及びF係官は、同日午前10時頃、原告Bに自動車で臨場したところ、原告Bの門扉付近で訴外甲が待機しており、同社敷地内への同車の乗り入れを拒否したことから、付近に駐車して徒歩により再度臨場した。

F係官は、原告Bの門扉前路上にいた訴外甲に対し、路上は自動車が通っていて危ないことから、原告Bの敷地内で話をしたい旨を要請したが、訴外甲はこれを拒否した。

丙係官及びF係官は、その場で身分証明書を提示したところ、訴外甲から名刺の交付を求められたので、名刺を交付した。

F係官は、訴外甲に対し、原告らの法人税等の税務調査に協力を要請するために臨場した旨を告げたところ、訴外甲が、無申告者に対する税務調査をしないで、真面目にやっている会社を税務調査するのは不公平であり税務調査はさせない旨を述べたので、訴外甲の述べるところは税務調査を拒否する理由にはならない旨を説明した。その上で、F係官は、訴外甲に対し、原告Bについては平成15年9月期から平成21年9月期までの法人税等、原告Dについては平成18年6月期から平成21年6月期までの法人税等、原告Cについては平成20年8月期から平成21年8月期までの法人税、原告Aについては平成21年9月期の法人税に関する各帳簿書類等を提示し、税務調査に協力するよう要請した。訴外

甲は、納得できる回答を持ってこない限り帳簿は提示しないし、税務調査は絶対にさせない旨を繰り返し述べたので、丙係官は、無申告者の税務調査は必要に応じて実施している旨及び訴外甲が税務署に情報提供した無申告者に対する税務調査の実施の有無は回答できない旨などを説明したが、訴外甲は納得しなかった。

F係官は、訴外甲に対し、訴外甲の述べるところは税務調査を拒否する理由にはならない旨、税務調査を拒否して帳簿書類を提示しないと、原告Bについては、5事業年度分の青色申告の承認の取消しがされ、3課税期間分で約5000万円の消費税等の仕入税額控除が認められなくなり、原告Dについては、4事業年度分の青色申告の承認の取消しがされ、2課税期間分で約6000万円の消費税の仕入税額控除が認められなくなる旨を説明したが、訴外甲は、税務調査には応じず、さらに、丙係官に対し、丁税理士との電話でのやり取り等を問いただし、丙係官が丁税理士を恫喝し、それが丁税理士との顧問契約が解消に至った原因であるかのように述べた。

F係官は、訴外甲に対し、このままでは取引先の調査等も必要となり、原告Bに迷惑がかかる場合があるので、税務調査に協力して帳簿書類等を提示するよう依頼したが、訴外甲は、取引先を調査しても構わない旨などを述べた。また、訴外甲は、無申告者の税務調査をしなかったこと及び丙係官が丁税理士を恫喝したために同税理士が原告Bの関与から外れ税理士が見つからないことが問題であるとして、これらの問題について納得できる回答があるまでは、税務調査はさせない旨を述べた上に、丙係官等に対して暴言を吐くなどした。

F係官は、訴外甲に対し、翌日である同月16日午前10時に再度臨場して話をする旨を要請したところ、訴外甲は、翌日は、訴外甲が監査役を務める会社の監査が東京である、不在時に来ても原告Bの敷地には一步も入れない旨などを述べた。F係官は、電話してから臨場する旨を訴外甲に伝え、丙係官とともに、午前11時10分頃、その場を辞去した。

(乙14)

(イ) G係官、H係官及びI係官は、平成22年2月15日午後1時頃、原告Dに臨場したところ、訴外乙が同社の正面玄関前に待機していたことから、訴外乙に対し、原告Dの法人税等の税務調査で臨場した旨を告げるとともに、法人税については平成18年6月期から平成21年6月期までの青色申告に関する帳簿書類を、消費税等については平成20年6月期から平成21年6月期までの課税仕入れに係る消費税額の控除に関する帳簿及び請求書等を提示してもらい、所得の金額等を確認したい旨を伝え、確認させてもらえない場合には、法人税については青色申告の承認の取消し、消費税等については課税仕入れに係る消費税額の控除が認められなくなる場合がある旨を説明し、税務調査への協力を要請した。

訴外乙は、G係官に対し、丁税理士に対する国税局の対応を非難し、納得できない旨などを述べた上、青色申告の承認が取り消され、課税仕入れに係る消費税額の控除が認められなくなった場合にどうなるのかについて説明を求めた。G係官は、法人税については、青色申告の承認が取り消された場合、欠損金の繰越しができなくなり、欠損金の繰戻しによる税金の還付が受けられなくなる場合がある旨、また、消費税については、課税仕入れに係る消費税額の控除が認められなくなると、課税売上げに対する消費税額をそのまま消費税等として納税することになる旨を説明した。訴外乙は、青色申告の仕組みや消費税の

ことは全く知らず、税務調査を拒否し続けると不利益があることは初めて分かった旨を述べ、個人的には、税務調査に協力しても良いと思っっているが、訴外甲及び丁税理士と相談してからでないと決められない旨を述べ、仮に、税務調査に協力することになったとしても、翌週から忙しくなるため、対応できるのは同年4月に入ってからになる旨を述べた。

G係官は、訴外乙に対し、事務処理の流れ等を聞かせてもらえれば、関係書類を借り上げて検討する方法もある旨を説明し、再度税務調査への協力の要請をした上、翌日の同年2月16日午前10時に再度臨場するので、その際に税務調査への協力に関する回答をするよう依頼した。これに対し、訴外乙は、翌日は不在であるので名刺に記載された携帯電話の番号に連絡してほしい旨を述べたため、G係官は、これを了承し、翌日の同月16日午前10時頃に訴外乙の携帯電話に連絡することを約した。

G係官らは、同日午後1時45分頃、訴外乙が出かけるのに伴い、その場を辞去した。
(イ)につき、乙15)

ス 平成22年2月16日

G係官は、同日午前10時3分頃、訴外乙の携帯電話に架電し、応答した訴外乙に対し、税務調査への協力要請に対する回答を求めた。

訴外乙は、自分は「雇われ社長」であり、原告Dは設立後間がなく、銀行借入れなども受けられないし、重機等の設備も原告Bが購入したものをリースしてもらっている状況であるから、訴外甲の承諾がない限り、帳簿書類を提示することはできない旨を述べるとともに、自分は帳簿書類の提示をしてもよいと考えており、前日も訴外甲にその旨を連絡したが、訴外甲から丁税理士の件もあるから待つように言われており、勝手に帳簿書類を提示して「お前はクビだ。」と言われると困るので協力できない旨、仕事に関しては訴外甲とは普通の親子関係ではない旨を述べた。

G係官は、訴外乙に対し、会社として、訴外甲の了承がない限り帳簿書類の提示はできないということなのか確認した上、原告Dの代表取締役としての訴外乙自身の意見を述べるよう要請するとともに、帳簿書類の提示がされない場合には、法人税については青色申告の承認の取消しがされ、消費税については課税仕入れに係る消費税額の控除が認められない場合がある旨を説明した。訴外乙は、再度、訴外甲の了承がなければ帳簿書類を提示することはできない旨を述べた上、直接、訴外甲に連絡して了承を得るよう求めるとともに、訴外甲が了承すれば帳簿書類等を提示する旨を述べた。

G係官は、再度連絡するとして、電話を切った。(乙16)

セ 平成22年2月17日

F係官は、同日午後3時5分頃、原告Bに架電したが、訴外甲が不在であったため、同社従業員に対し、翌日連絡する旨を伝えた。(乙17)

ソ 平成22年2月18日

F係官は、同日午後4時30分頃、原告Bに架電したが、訴外甲が不在であったため、同社従業員に対し、翌日の同月19日午前10時に原告Bに臨場することを訴外甲に伝えるよう依頼した。(乙18)

タ 平成22年2月19日

丙係官及びF係官は、同日午前10時頃、原告Bに臨場し、丙係官は、その場で原告Bに架電し、同社従業員に対し、原告Bに臨場した旨を伝えたが、訴外甲が一日中不在であって、

建物の中に入れることはできない旨を言われたため、臨場した旨を訴外甲に伝えるよう要請した。(乙19)

チ 平成22年2月24日

丙係官は、同日午後4時28分頃、原告Bに架電したところ、訴外甲が応答したが、接客中とのことであったため、同日午後6時頃に再度連絡する旨を伝えた。(乙20)

丙係官は、同日午後6時2分頃、原告Bに架電したが、訴外甲が不在であったために、同月26日午前10時に原告Bと原告Dに臨場することを訴外甲に伝えるよう同社事務員に依頼し、翌日電話をする旨を告げた。(乙21)

ツ 平成22年2月25日

G係官は、同日午後4時43分頃、訴外乙の携帯電話に架電したところ、応答がなく、同日午後4時54分頃、訴外乙から電話を受けた。G係官は、訴外乙に対し、翌日の同月26日午後2時に、原告Dの法人税等の税務調査のために臨場したい旨を告げたところ、訴外乙から、今は出先にいるため翌日の予定が不明である旨を回答されたため、翌日の同月26日午前8時30分に訴外乙に連絡をする旨を伝えた。(乙22)

テ 平成22年2月26日

(ア) G係官は、同日午前8時30分頃、訴外乙の携帯電話に架電し、応答した訴外乙に対し、同日午後2時に原告Dに対する法人税等の税務調査で臨場したい旨を告げ、訴外乙の都合を確認した。訴外乙は、同日午後2時は会社におり、訴外甲も午後1時30分ならば原告Dにいるはずであるから、その時間に原告Dに来て、訴外甲に直接話をしてほしい旨を述べたので、G係官は、同日午後1時30分に原告Dに臨場する旨を告げた。(乙23)

(イ) F係官及びG係官は、平成22年2月26日午前10時頃、原告Bに臨場し、原告Bに架電の上、同社従業員と面接した。F係官は、同社従業員に対し、同日午前10時に臨場する旨を訴外甲に伝言するよう依頼していたので臨場した旨を告げ、訴外甲への取り次ぎを依頼したが、訴外甲が原告Dに出張し戻らない旨の回答を受けたので、再度連絡して臨場する旨を告げてその場を辞去した。(乙24)

(ウ) F係官、G係官及びH係官は、平成22年2月26日午後1時30分頃、原告Dに臨場したところ、訴外甲が原告Dの入口で待機していた。

F係官は、訴外甲に対し、同日午前10時に原告Bに臨場したところ、訴外甲が原告Dに出張しているとのことだったので、原告らに対する法人税等の税務調査のため原告Dに臨場した旨を告げ、税務調査への協力を要請した上、7事業年度分の帳簿書類等の提示を求めた。

訴外甲は、F係官らに対し、税務調査に応じるつもりはなく、帳簿書類も一切提示しない旨を述べた上、情報提供したにもかかわらず税務調査を実施しなかったこと及び丁税理士を脅かしたことにつき謝罪するよう求めた。

F係官は、訴外甲の述べるところに関する事実は確認できないことから謝罪はできない旨及び情報提供に基づく取扱いの結果は守秘義務があり回答できない旨を伝えると、訴外甲は、今すぐ帰るよう述べた。

F係官は、訴外甲に対し、税務調査を拒否し続けた場合、原告ら4社ともに青色申告の承認の取消しがされ、また、消費税等については、課税仕入れに係る消費税額の控除ができなくなる旨を説明し、調査への協力及び帳簿書類等の提示を要請したが、訴外甲はこれ

を拒否した。

F係官は、訴外甲に対し、税務調査に協力しないのなら、独自に取引先を確認するなどして調査を進める旨を告げると、訴外甲は、勝手にやればよい旨を述べたため、後日連絡する旨を告げて、G係官及びH係官とともに辞去した。(乙25)

(エ) G係官は、平成22年2月26日午後1時45分頃、原告Dの事務所門扉前から同社に架電し、応答した訴外乙に対し、訴外甲と面接した結果、原告らの法人税等の税務調査には協力ができず帳簿書類は提示できない旨の回答を受けたことから、原告Dの代表取締役である訴外乙に再度電話した旨、佐久税務署及び関東信越国税局との合同での原告Dに対する税務調査であり、同調査に協力し、原告Dの平成18年6月期から平成21年6月期までの4事業年度分の帳簿書類等の提示を求めるとともに、提示がない場合には、法人税については青色申告の承認が取り消され、消費税については課税仕入れに係る消費税額の控除が認められなくなる旨を伝えた。

訴外乙は、訴外甲の承諾がない限り原告Dとしては帳簿書類を提示することはできない旨などを述べた上、自分としては税務調査に協力してもよいと考えていることを記録するよう要請し、訴外甲とよく話し合いをするように求めた。

G係官は、訴外乙に対し、調査協力を得られないので、独自に税務調査を進める旨を伝えるとともに、独自調査の意味について、課税庁が独自に申告内容を確認することである旨を説明し、後日、再度連絡する旨を告げた。(乙26)

(オ) G係官は、平成22年2月26日午後4時30分頃、原告Dに架電し、応答した訴外乙に対し、自分としては税務調査に協力してもよいが訴外甲の承諾がない限り帳簿書類の提示ができない旨の説明については、法人の代表取締役として税務調査に協力できない旨の回答であると判断せざるを得ず、帳簿書類等の提示がない場合には、青色申告の承認の取消し、課税仕入れに係る消費税額の控除が認められなくなる場合があり、税務調査に協力するよう再度要請した。

訴外乙は、やはり訴外甲の了承がない限り帳簿書類は提示できない旨を述べたので、G係官は、独自に調査を進める旨を伝えた。

訴外乙は、G係官に対し、訴外甲とよく話し合うよう求めたところ、G係官は、訴外乙に後日連絡する旨を伝えた。(乙27)

ト 平成22年3月9日

(ア) 丙係官は、同日午前10時7分頃、原告Bに架電し、応答した訴外甲に対し、翌週の同月16日午前10時に原告Bに臨場したい旨を伝えたところ、訴外甲は、税の不公平さと無申告の会社を税務調査しなかった理由等を説明しなければ、何度来ても無駄である旨を述べた。

丙係官は、訴外甲に対し、その説明は税務調査を受けない理由にはならない旨を伝えたところ、訴外甲は電話を切った。(乙28)

(イ) 丙係官は、平成22年3月9日午前10時12分頃、原告Bに架電し直し、応答した訴外甲に対し、改めて同月16日午前10時に原告Bに臨場したい旨を伝えた。訴外甲がその日は不在である旨を述べたため、丙係官が繰り返し調査の可能な日時を調整しようとしたが、訴外甲からは、これまでと同様に、無申告の会社の税務調査についての不満が繰り返して述べられた。丙係官は、訴外甲に対し、同人の述べるところは税務調査を拒否する

ことや帳簿を見せないことの理由にはならない旨を説明した後、原告らに対する税務調査を担当する部署及び調査非協力の場合に予想される対応を説明していたところ、訴外甲から、来客であると述べられたため、再度連絡する旨を伝えた。(乙28)

ナ 平成22年3月11日

G係官は、同日午前10時8分頃、原告Dに架電し、応答した訴外乙に対し、原告Dに対する法人税等の税務調査のため、同月16日午後1時に臨場したい旨を伝えたところ、訴外乙は、3月は業務が多忙で対応できない旨を述べた。

G係官は、既に同年1月から度々原告Dに対する税務調査のため帳簿書類の提示を依頼していることを説明し、改めて同年3月16日に帳簿書類を提示するよう再度依頼した。訴外乙は、同年4月になれば話を聞く、協力しないとは言っていない旨、同月になったら訴外甲にもう一度話をする旨などを述べるなどした後、多忙であるために電話をしないよう求めた。G係官は、訴外乙に対し、今後連絡しないことは約束できない旨を伝え、電話する場合には要点を絞って話をする旨、会って話をする時間がない場合には書類を事務所へ持参する旨を説明し、訴外乙の了解を得た。(乙29)

ニ 平成22年3月16日

(ア) 丙係官及びF係官は、同日午前10時頃、原告B事務所門扉前から原告Bに架電したところ、訴外甲が不在であったために、同社従業員と面談し、訴外甲が多忙のため面会に応じないことから、原告B、原告A及び原告Cの3社分に係る訴外甲宛ての文書を訴外甲に渡すよう依頼した。同文書には、税務調査への協力及び帳簿書類等の提示を依頼し、調査日程を連絡するよう求めるとともに、帳簿書類等の提示がない場合には、法人税につき青色申告の承認が取消しの対象となり、消費税につき課税仕入れ等に係る消費税額の控除ができない旨などが記載されるとともに、調査日程について連絡がない場合には、取引先等への反面調査など独自の調査を進める旨が記載されていた(ただし、原告A及び原告Cについては、法人税関係の内容に限る。)

同従業員は、訴外甲から国税局からの重要な書類は預からないよう事前に指示されている上、預かっても保管するところがなく、紛失すると責任が取れない旨を述べて受取りを拒否したため、丙係官及びF係官は、同事務所入口付近にあるポストに上記通知文3通を投函する旨を説明した上、従業員立会いの下、ポストに上記通知文3通を封入して投函し、辞去した。(乙30)

(イ) G係官は、平成22年3月16日午後1時3分頃、原告Dに臨場したが、訴外乙が不在であったために、応対した従業員に対し、原告Dに係る訴外乙宛ての文書を訴外乙に渡すよう依頼した。同文書には、税務調査への協力及び帳簿書類等の提示を依頼し、調査日程を連絡するよう求めるとともに、帳簿書類等の提示がない場合には、法人税につき青色申告の承認が取消しの対象となり、消費税につき課税仕入れ等に係る消費税額の控除ができない旨などが記載されるとともに、調査日程について連絡がない場合には、取引先等への反面調査など独自の調査を進める旨が記載されていた。(乙31)

ヌ 平成22年3月18日

同日、同月16日に投函した原告B、原告A及び原告Cに係る訴外甲宛ての文書3通が、未開封のまま国税局に返送された。(乙32の1ないし7)

ネ 平成22年3月24日

丙係官は、同日午後2時6分頃、原告Bに架電したところ、訴外甲が電話中であったために、同日午後3時頃に再度電話する旨を同社従業員に伝えた。

丙係官は、同日午後3時22分頃、原告Bに架電したところ、訴外甲が不在であり帰社時間も不明である旨を言われたため、翌日午前9時30分頃に電話する旨の伝言を同社従業員に依頼した。(乙33)

ノ 平成22年3月25日

丙係官は、同日午前9時48分頃及び午後3時31分頃、原告Bに架電したが、いずれも訴外甲が不在であったために、再度電話する旨を同社従業員に伝えた。(乙34)

ハ 平成22年3月26日

丙係官は、同日午後1時12分頃、原告Bに架電したが、訴外甲が原告Dに出張して不在であったため、同社従業員に対し、原告Dに電話する旨を伝えた。

丙係官は、同日午後1時15分頃、原告Dに架電し、応答した訴外甲に対し、同月29日から同月31日の間に会いたい旨を伝えたところ、年度末で忙しく、同年4月5日なら対応できると思う旨の回答を得た。丙係官は、訴外甲に対し、同日午前10時に原告Bに臨場する旨を伝えたところ、訴外甲は、突発的な用事が入ることもあるため、当日の朝に確認の電話を入れるよう述べた。(乙35)

ヒ 平成22年4月5日

(ア) 丙係官及びF係官は、同日午前9時5分頃、原告Bへ向かう車内から同社に架電し、電話に応答した訴外甲に対し、同日午前10時に同社に税務調査への協力要請の件で臨場する旨を伝えたところ、訴外甲からは、これまでと同様に、無申告の法人に対する税務調査を実施しなかった点や過去の差押えについての不満が述べられるとともに、無申告の法人に対する税務調査をしなかったことについて詫言状を差し入れることを求められるなどした。

上記のやり取りの後、丙係官は、訴外甲から用件につき電話での説明を求められたことから、原告Bについては、平成14年10月1日から平成21年9月30日までの7事業年度分の帳簿書類等の提示、原告Dについては、平成17年7月1日から平成21年6月30日までの4事業年度分の帳簿書類等の提示、原告Cについては、平成19年9月11日から平成21年8月31日までの2事業年度分の帳簿書類等の提示、原告Aについては、平成21年5月12日から平成21年9月30日までの事業年度の帳簿書類等の提示を求める旨とともに、税務調査に協力せず帳簿書類等の提示がない場合には、法人税につき青色申告の承認の取消し及び消費税等につき課税仕入れに係る消費税額の控除ができなくなり、取引先への反面調査など独自の調査を行う旨を説明した。

これに対し、訴外甲は、早くその取消しの通知を見たい旨、令状を取って強制調査すればよい旨などを述べ、上記と同様の不満を述べるとともに、丙係官が丁税理士を恫喝した旨を再度主張するなどした。

丙係官は、会って話ができないなら、書面を渡したい旨を伝えたところ、訴外甲は、見ないで送り返すだけである旨などを述べた。

丙係官は、同日午前10時に会社に臨場する旨を伝えた。(乙36)

(イ) 丙係官及びF係官は、平成22年4月5日午前10時に原告Bに臨場し、数分後に出てきた訴外甲と、雨の中、同社門扉前路上で面接をした。

丙係官は、訴外甲に対し、税務調査への協力の件で臨場した旨を伝えたところ、訴外甲は、無申告の法人に対する税務調査の件について説明できない限り、来ても無駄であり、税務調査は受けない旨を述べたので、丙係官は、訴外甲の述べるところは税務調査を受けない理由にはならない旨を説明したが、訴外甲は、上記の点につき再度説明を求めた。

また、訴外甲は、やり取りをメモしていたF係官にやめるように言って近寄り、F係官が10メートル程後ずさりするなどした。丙係官は、そのままではF係官が隣の会社の敷地に入ってしまうことから、元の場所に戻るよう訴外甲を説得し、元の場所に移動した。

その後も、訴外甲は、丁税理士を恫喝した旨などを述べ、無申告の法人に対する税務調査に関する不満や過去の差押えについての不満を述べて、この点について詫び状を差し入れることや土下座して謝罪することを求めるなどして、大声を出しながら、丙係官にも迫った。

丙係官は、背後の道路を大型車両が頻繁に走っていたこともあり、訴外甲の更なる接近により身の危険を感じたので辞去する旨を伝えて、F係官とともに辞去した。(乙37)

フ 平成22年4月19日

F係官は、同日午前9時45分頃、原告Bに架電し、応答した訴外甲に対し、同月26日午前10時に、原告B、原告A及び原告Cの法人税等の税務調査に臨場するので帳簿書類を提出してほしい旨を依頼するなどしたが、訴外甲は、何回来ても同じであって、税務調査はさせない旨などを述べた。

F係官は、正当な理由がないまま税務調査を受けず、帳簿書類等の提示がない場合は、たとえ会社に帳簿書類等が保管してあっても、保管がないとみなされるとした上で、帳簿書類等の提示がされない場合の青色申告の承認の取消し等の効果を説明したが、訴外甲は、電話を切った。(乙38)

ヘ 平成22年4月26日

丙係官及びF係官は、同日午前10時頃、原告Bに臨場し、路上から原告Bに架電したが、訴外甲が不在であったため、丙係官は、従業員に対し、訴外甲宛ての文書を預かるよう要請したものの、同従業員が何とも言えない旨を述べたので、持参した文書をポストに投函する旨を伝え、持参した原告B、原告C及び原告Aに係る訴外甲宛ての3通の文書を封入し原告Bのポストに投函して辞去した。同文書には、税務調査への協力及び帳簿書類等の提示を依頼し、帳簿書類等の提示がない場合には、法人税につき青色申告の承認が取消しの対象となり、消費税については課税仕入れ等に係る消費税額の控除ができない旨などが記載されるとともに、取引先等への反面調査など独自の調査を進める旨が記載されていた(ただし、原告A及び原告Cについては、法人税関係の内容に限る。)(乙39)。

ホ 平成22年4月30日

同日、上記への3通の文書が未開封のまま国税局に返送された(乙40の1ないし7)。

マ 平成22年5月6日

丙係官は、同日午後5時頃、原告Dに架電し、応答した訴外乙に対し、原告Dと原告Cに対する法人税等の税務調査への協力と帳簿書類等の提示を依頼したところ、訴外乙は、訴外甲の了承がない限り協力できない旨を述べた。

丙係官は、改めて、原告Dについては、平成17年7月1日から平成21年6月30日までの青色申告に関する帳簿書類等の提示、原告Cについては、平成19年9月11日から平

成21年8月31日までの青色申告に関する帳簿書類等の提示を求め、帳簿書類等を提示しない場合には、法人税については青色申告の承認の取消し、消費税については課税仕入れに係る消費税額の控除が認められなくなる旨を説明した。

訴外乙は、これまでと同様に、税務調査には協力したいが、自分には何の権限もなく、訴外甲が了承しない限りどうにもならない旨、内部事情を分かってもらいたい旨、帳簿を見せることの許可をもらうよう訴外甲に電話してほしい旨を述べた。丙係官は、訴外乙に対し、その述べるところは帳簿を提示できない理由にならず、原告Dと原告Cの代表者である訴外乙の判断を聞きたい旨を説明したが、同様の申立てがされるにとどまった。

また、訴外乙は、同年2月における原告Dでの国税局職員と訴外甲とのやり取りの際、同職員が訴外乙と会わなかったことなどからすれば、国税局は、訴外甲が原告Dの責任者であることを認めたことになる旨などを述べ、その時の状況を文書にして国税局長宛てに内容証明で送付したい旨などを述べた。

丙係官は、同年2月の際に原告Dの社内へ入れなかった事情がある旨を説明したが、訴外乙は納得せず、訴外乙だけに話をして、帳簿を見せなかった結果として、原告Dについて、青色申告の承認を取り消し、消費税等の仕入額控除を認めないのは、あまりに一方的で、結果だけが自分に伝えられるのは、納得がいかない旨を述べた。

丙係官は、訴外甲にも同様の話をしている旨を説明し、訴外乙からは、訴外甲に話をしてほしい旨を再度述べられたが、約束はできない旨を説明した上で、電話を切った。(乙41)

ミ 平成22年5月17日

同日、本件各処分がされた。

(3) 前記(2)に認定した事実を踏まえて、以下に検討する。

ア 原告Bについて

前記(2)に認定したように、①F係官は、平成22年1月18日、原告Bに架電し、訴外甲に対し、同年2月15日から19日までの間に原告Bの法人税等の税務調査を実施する旨を伝え、税務調査への協力を依頼したが、訴外甲は、過去に差押処分を受けたことや自らが情報提供した無申告者に対する税務調査に関する不満を述べて協力を拒否したこと、②丙係官は、同年1月25日、当時原告B及び原告Cのいわゆる関与税理士であった丁税理士を通じて訴外甲に対して税務調査への協力を働きかけてもらうことにしたが、訴外甲は①と同様の不満を述べるばかりで結局奏功しなかったこと、③その後も、丙係官及びF係官は、原告Bに対する法人税等の税務調査に協力するよう依頼するために、同月29日、同年2月1日、同月5日、同月8日ないし10日、同月17日、同月18日、同月24日、同年3月9日、同月24日ないし26日、同年4月5日及び同月19日に、それぞれ原告Bあるいは原告Dに架電したものの、訴外甲の不在等の事情により税務調査への協力を得られなかったほか、訴外甲が応答した際にも、訴外甲に対し、税務調査に対応することができる日程調整及び帳簿書類等の提示を要請し、帳簿書類等の提示がない場合、結果として青色申告の承認が取り消されることになるほか、課税仕入れに係る消費税額の控除ができなくなる可能性がある旨を繰り返し説明して、税務調査への協力を要請していたが、訴外甲は、①と同様の不満などを述べて税務調査への協力と帳簿書類等の提示の要請に応じなかったこと、④丙係官、F係官、G係官及びH係官は、同年2月15日、同月26日及び同年4月5日、それぞれ原告Bあるいは原告Dに臨場し、訴外甲に対し、原告Bの法人税等の税務調査への協力及び帳簿書

類等の提示を依頼したが、①と同様の不満等を述べて拒否されたこと、⑤丙係官及びF係官は、同年3月16日及び同年4月26日、原告Bに臨場したが、訴外甲が不在であったため、税務調査への協力及び帳簿書類等の提示を依頼し、帳簿書類等の提示がない場合には青色申告の承認が取消しの対象となり、課税仕入れ等に係る消費税額の控除ができない旨などを記載した上で、同年3月16日には、調査日程を連絡するよう求めるとともに、日程の連絡がない場合には、取引先等への反面調査など独自の調査を進める旨を、同年4月26日には、取引先等への反面調査など独自の調査を進める旨を記載した原告Bに係る訴外甲宛での通知文書を原告Bのポストに投函したが、上記通知文書は、いずれも未開封のまま返送されたことなどの事実が認められるのであり、本件調査担当者らは、平成22年1月18日から同年4月26日頃までの3か月強の間に、継続的に、税務調査の実施の予定を告げて日程調整を図り、原告Bから帳簿書類等の提示がないことを受けて、原告Bの代表取締役である訴外甲に対し、青色申告の承認の取消事由に該当する旨や取消しがされた場合の効果等を告げて、帳簿書類等を提示して税務調査に応ずるよう再三再四その説得に努めていたが、原告Bは、これに応じ難いとする理由も格別なかったにもかかわらず、帳簿書類等の提示を拒み続けたものである。

そうすると、原告Bにおいて、上記の期間中に所定の帳簿書類を保管していたとしても、税務職員による検査に適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて当該帳簿書類を保存することをしていなかったと認めるべきであり、本件においては、原告Bにつき同法127条1項1号に該当する事実があるものというべきである。

イ 原告Cについて

前記(2)に認定したように、①丙係官は、平成22年1月18日、当時原告Cの取締役であった訴外乙に架電し、同年2月15日から同月19日までの間に原告Cの法人税の税務調査を実施する旨を伝え、日程調整を依頼していること、②丙係官及びF係官は、同年1月26日、同月27日、同月29日、同年2月1日、同月5日、同月8日ないし10日、同月17日、同月18日、同月24日、同年3月9日、同月24日ないし26日、同年4月5日、同月19日及び同年5月6日、原告Cの代表取締役（同年3月8日まで就任）ないしその主宰者である訴外甲あるいは同社の取締役ないし代表取締役（同月11日就任）である訴外乙に架電したものの、訴外乙及び訴外甲の不在等の事情により調査への協力を得られなかったほか、訴外乙及び訴外甲が応答した際にも、訴外乙及び訴外甲に対し、税務調査に対応することができる日程調整及び帳簿書類の提示を要請し、帳簿書類の提示がない場合、結果として青色申告の承認が取り消されることになる等の旨を繰り返し説明して、税務調査への協力を要請していたが、訴外乙は、自身は雇われ社長であって、原告Cの実質的な社長である訴外甲の承諾がない限り税務調査への協力及び帳簿書類の提出には応じられない旨などを回答し、訴外甲は、過去に差押処分を受けたことや自らが情報提供した無申告者に対する税務調査に関する不満を述べて協力を拒否したこと、③丙係官、F係官、G係官及びH係官は、同年2月15日及び同月26日、原告Bあるいは原告Cの本店所在地と本店所在地を事実上同一にしていると推認される原告Dに臨場し、訴外甲に対し、原告Cの法人税の税務調査への協力及び帳簿書類の提出を依頼したが、訴外甲は②と同様の不満等を述べて拒否したこと、④丙係官及びF係官は、同年3月16日及び同年4月26日、原告Bに臨場したが、訴外甲が不在であったため、税務調査への協力及び帳簿書類の提示を依頼し、帳簿書類の提示がな

い場合には青色申告の承認が取消しの対象となる旨などを記載した上で、同年3月16日には、調査日程を連絡するよう求めるとともに、日程の連絡がない場合には、取引先への反面調査など独自の調査を進める旨を、同年4月26日には、取引先等への反面調査を進める旨を記載した原告Cに係る訴外甲宛ての通知文書を原告Bのポストに投函したが、上記通知文書はいずれも未開封のまま返送されたことなどの事実が認められるのであり、本件調査担当者らは、平成22年1月18日から同年5月6日頃までの3か月強の間に、継続的に、税務調査の実施の予定を告げて、日程調整を図り、原告Cからの帳簿書類の提示がないことを受けて、原告Cの代表取締役ないし主宰者である訴外乙あるいは訴外甲に対し、青色申告の承認の取消事由に該当する旨や取消しがされた場合の効果を受けて、帳簿書類を提示して税務調査に応ずるよう再三再四その説得に努めていたが、原告Cは、これに応じ難いとする理由も格別なかったにもかかわらず、帳簿書類の提示を拒み続けたものである。

そうすると、原告Cにおいて、上記の期間中に所定の帳簿書類を保管していたとしても、税務職員による検査に適時に提示することが可能なように態勢を整えて当該帳簿書類を保存することをしていなかったと認めるべきであり、本件においては、原告Cにつき同法127条1項1号に該当する事実があるものというべきである。

ウ 原告Dについて

前記(2)に認定したように、①丙係官は、平成22年1月18日、訴外乙に架電し、同年2月15日から同月19日までの間に原告Dの法人税等の税務調査を実施する旨を伝え、日程調整を依頼していること、②丙係官、F係官及びG係官は、同年1月26日、同月27日、同年2月1日、同月8日ないし10日、同月16日、同月24日、同年3月11日及び同年5月6日に原告D、訴外乙あるいは原告Bに架電したものの、訴外乙及び訴外甲の不在等の事情により調査への協力を得られなかったほか、訴外乙及び訴外甲が応答した際にも、訴外乙及び訴外甲に対し、税務調査に対応することができる日程調整及び帳簿書類等の提示を要請し、帳簿書類等の提示がない場合、結果として青色申告の承認が取り消されることになるほか、課税仕入れに係る消費税額の控除ができなくなる可能性がある旨を繰り返し説明して、税務調査への協力を要請していたが、訴外乙は、自身は雇われ社長であって、原告Dの実質的な社長である訴外甲の承諾がない限り税務調査への協力及び帳簿書類等の提出には応じられない旨などを回答し、訴外甲は、過去に差押処分を受けたことや自らが情報提供した無申告者に対する税務調査に関する不満を述べて協力を拒否したこと、③丙係官は、平成22年1月25日、当時原告Dの関与税理士であったE税理士に架電し、同年2月15日から19日までの間に法人税等の税務調査を予定している旨を伝えるとともに、日程調整を依頼したところ、原告Dの税務調査についての了承と同社からの税務調査立会の要請がないと動けない旨を告げられたこと、④本件調査担当者らは、同年2月15日及び同月26日、原告B又は原告Dに臨場し、訴外甲及び訴外乙に対し、原告Dの法人税等の税務調査への協力及び帳簿書類等の提出を依頼したが、①と同様の不満等を述べて拒否されたこと、⑤G係官は、同年3月16日、原告Dに臨場したが、訴外乙が不在であったため、税務調査への協力及び帳簿書類等の提示を依頼し、調査日程を連絡するよう求めるとともに、帳簿書類等の提示がない場合には青色申告の承認が取消しの対象となり、課税仕入れ等に係る消費税額の控除ができない旨などを記載した上で、日程の連絡がない場合には、取引先等への反面調査など独自の調査を進める旨記載した原告Dに係る訴外乙宛ての通知文書を応対した従業員に交付

したことなどの事実が認められるのであり、本件調査担当者らは、平成22年1月18日から同年5月6日頃までの3か月強の間に、継続的に、税務調査の実施の予定を告げて日程調整を図り、原告Dからの帳簿書類の提示がないことを受けて、原告Dの代表取締役ないしはその主宰者である訴外乙あるいは訴外甲に対し青色申告の承認の取消事由に該当する旨や取消しがされた場合の効果等を告げて、帳簿書類等を提示して税務調査に応ずるよう再三再四その説得に努めていたが、原告Dはこれに応じ難いとする理由も格別なかつたにもかかわらず、帳簿書類等の提示を拒み続けたものである。

そうすると、原告Dにおいて、上記の期間中に所定の帳簿書類を保管していたとしても、税務職員による検査に適時に提示することが可能なように態勢を整えて当該帳簿書類を保存することをしていなかったと認めるべきであり、本件においては、原告Dにつき同法127条1項1号に該当する事実があるものというべきである。

エ 原告Aについて

前記(2)に認定したように、①丙係官及びF係官は、原告Aを持株会社とするその余の原告らとの間の交渉の経緯を踏まえた上で、平成22年2月15日、原告Aと本店所在地を同じくする原告Bに臨場し、訴外甲に対し、原告Aの法人税の税務調査への協力及び原告A平成21年9月期の法人税に関する帳簿書類の提示を依頼したが、訴外甲は無申告者に対する税務調査に関する不満や過去に差押処分を受けたことについての不満等を述べて拒否したこと、②その後も、丙係官及びF係官は、原告Aの法人税の税務調査に協力するよう依頼するために、平成22年2月17日、同月18日、同月24日、同年3月9日、同月24日ないし26日、同年4月5日及び同月19日に、それぞれ原告Bあるいは原告Dに架電したものの、訴外甲の不在等の事情により税務調査への協力を得られなかったほか、訴外甲が応答した際にも、訴外甲に対し、税務調査に対応することができる日程調整及び帳簿書類の提示を要請し、帳簿書類の提示がない場合、結果として青色申告の承認が取り消される可能性がある旨を繰り返し説明して、税務調査への協力を要請していたが、訴外甲は、①と同様の不満等を述べて税務調査への協力と帳簿書類の提示の要請に応じなかったこと、③丙係官、F係官、G係官及びH係官は、同年2月15日、同月26日及び同年4月5日に、それぞれ原告Bあるいは原告Dに臨場し、訴外甲に対し、原告Aの法人税の税務調査への協力及び帳簿書類の提示を依頼したが、①と同様の不満等を述べて拒否されたこと、④丙係官及びF係官は、同年3月16日及び同年4月26日、原告Bに臨場したが、訴外甲が不在であったため、税務調査への協力及び帳簿書類の提示を依頼し、帳簿書類の提示がない場合には青色申告の承認が取消の対象となる旨などを記載した上で、同年3月16日には、調査日程を連絡するよう求めるとともに、日程の連絡がない場合には、取引先への反面調査など独自の調査を進める旨を、同年4月26日には、取引先等への反面調査など独自の調査を進める旨を記載した原告Aに係る訴外甲宛ての通知文書を原告Bのポストに投函したが、上記通知文書は、いずれも未開封のまま返送されたことなどの事実が認められるのであり、本件調査担当者らは、平成22年2月15日から同年4月26日頃までの2か月強の間に、継続的に、税務調査の実施の予定を告げて日程調整を図り、原告Aから帳簿書類の提示がないことを受けて、原告Aの代表取締役である訴外甲に対し、青色申告の承認の取消事由に該当する旨や取消しがされた場合の効果等を告げて、帳簿書類を提示して税務調査に応ずるよう再三再四その説得に努めていたが、原告Aは、これに応じ難いとする理由も格別なかつたにもかかわらず、

帳簿書類の提示を拒み続けたものである。

そうすると、原告Aにおいて、上記の期間中に所定の帳簿書類を保管していたとしても、税務職員による検査に適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて当該帳簿書類を保存することをしていなかったと認めるべきであり、本件においては、原告Bにつき同法127条1項1号に該当する事実があるものというべきである。

(4) 原告らの主張について

ア 原告らは、①本件事前通知通達が、税務調査の際に事前通知を行うに当たって、一定の場合には、関与税理士に対しても通知をしなければならない旨を定めているところ、本件では、税務調査が行われる前に担当の丁税理士が辞任してしまい税務調査に関与することができない状態であったのであるから、実効性のある税務調査の前提自体が欠けていたこと、②その後も、本件調査担当者らは、訴外甲と日程を調整することもなく、訴外甲が先約のため対応することができない旨を事前に伝えているにもかかわらず、一方的に訴外甲の都合がつかない日時に本社を訪れる等していたのであり、具体的な提示や話し合いがされないまま、本件各青色取消処分が課せられたことを主張して、税務調査自体が開始されていないため、法人税法127条1項1号に該当する事実があったとの判断はできないなどと主張する。

しかしながら、①につき、前記(2)ウ(ア)及びオ(イ)に認定したように、丙係官は少なくとも原告B及び原告Cの租税に関する税務代理権限を有していた丁税理士との間で電話により税務調査の実施やそれへの協力の依頼について実質的なやり取りをしていたし、前記(2)ウ(イ)に認定したように、当時原告A及び原告Dの租税に関し税務代理権限を有していたE税理士との間で税務調査の実施の日程やそれへの協力の依頼についてのやり取りをしていたのであって、原告が主張するような実効性のある税務調査の前提自体が欠けていたと評価し得るような状況はうかがわれぬ(なお、原告らは丁税理士が辞任して税務調査に関与することができなかつた旨を主張するところ、その辞任の時期や事情については必ずしも明らかではないが、税理士が辞任してその後の税務調査に関与することができなかつたとしても、そのことをもって格別不相当とすることはできない)。

また、②につき、前記(2)に認定したように、本件調査担当者らは、継続的に訴外甲又は訴外乙と日程を調整するよう働きかけており、現に平成22年2月15日及び同年4月5日には、訴外甲の都合を踏まえて臨場し、税務調査への協力と帳簿書類の提示についての実質的なやり取りをしていたし、帳簿書類の提示に関し具体的な進展がなかったのは、訴外甲が過去の差押処分や無申告者への税務調査について不満を述べたり、訴外乙が自身に実質的権限がないことを述べていたりしたこと起因するものであって、少なくとも、本件調査担当者ら側の事情によって税務調査自体が開始されていなかったと評価することは困難であるといわざるを得ない。

イ 原告らは、税務調査の前に丁税理士が辞任してしまったこと及び訴外甲は3月が年度末であったこともあり多忙で会社にほとんどいないことを説明したにもかかわらず、本件調査担当者が訴外甲が会社にはいない日時に税務調査に訪れていたため、本件調査担当者が訪れた日時に、原告らが帳簿書類を提示することは物理的に困難であったとして、帳簿書類を提示することができなかつたことに正当な理由があると主張する。

しかしながら、税理士が受任していない場合に税務調査を実施することができないとする法令上の根拠は見当たらず、そのことは税務調査を妨げる事情とは解されない。また、上記

アに述べたとおり、本件調査担当者らは、訴外甲らと日程調整を重ねていたのであるから、上記主張には理由がないといわざるを得ない。

ウ 原告らは、本件事前通知通達は、事前通知は「調査着手直前に電話で通知する等単に形式的な通知にとどまるようなことのないように配慮すること」を求めているところ、本件調査担当者らが訴外甲にした連絡はまさに形式的な通知にすぎず、当該通達に反し、本件調査は、訴外甲の都合に全く配慮せず、具体的な日程調整もされないまま、一方的、強行的にされたものであり、帳簿書類の備付け状況等を確認するために社会通念上当然に要求される程度の努力を行ったとは到底いえず、帳簿書類を提示することができなかつたことには正当な理由があるなどと主張する。

しかし、前記(2)に認定したところを前提にすると、本件調査が訴外甲又は訴外乙の都合に全く配慮せず、具体的な日程調整もされないまま、一方的、強行的にされたと認めることは困難であるといわざるを得ないし、本件調査担当者らと訴外甲らとのやり取りの内容や態様に照らし、本件調査担当者らが訴外甲らにした連絡が形式的な通知にすぎないものと評価することはできない。なお、この点に関し、原告らは、本件調査担当者らが、無申告者に対する税務調査についての訴外甲の不满に取り合わなかつたことをもって、社会通念上当然に要求される程度の努力を行ったとはいえないことの事情であるかのように主張するが、訴外甲が不满とする事情は本件とは無関係のものであり、この点をもって、本件調査が不当視されることがないことは明らかであるというほかない。

また、原告らは、丁税理士が辞任した後に、原告らの顧問税理士となったJ事務所には、本件調査担当者らから一度電話があつたきりで、処分を下すに当たっても事前に説明の電話すらなかつたなどと主張するが、前記(2)ウ(イ)に認定したように、J事務所のE税理士は、丙係官のした連絡に対し、顧問先から要請がない限り動けないとの趣旨を述べていたのであり、原告らの法人グループとしての強い一体性やそれらの主宰者である訴外甲の一連の対応にも照らし、以後、本件調査担当者らがE税理士に連絡を取らなかつたとしても、殊更不相当とされるものではない。

エ 原告らは、本件調査担当者らが、訴外甲らに対し、高圧的な態度をとり続け、税務調査についても、訴外甲らが忙しいと説明しているにもかかわらず、一方的に架電又は臨場し、立ち話で、形式的な押し問答を繰り返すだけであり、税務調査に応じない場合の不利益についても機械的に述べるだけで、訴外甲らに説明するという観点が抜け落ちており、訴外甲らにおいても理解することができないものであつたこと、これに対し、原告らは、帳簿書類の備付け、記録及び保存を適切にしておき、本件調査担当者らから適切な説明がされていれば帳簿書類を提示するつもりであつたことなどを主張する。

しかしながら、前記(2)に認定した本件調査担当者らと訴外甲らとのやり取りの内容や態様に照らし、本件調査担当者らが高圧的な態度であつたとか、その対応が形式的なものであつたとは認め難いし、税務調査に応じなかつた場合の不利益の説明についても、前記(2)に認定した本件調査担当者らによる説明内容に照らし、不十分なものであつたと認めることは困難である。

原告らは、帳簿書類の提示を拒絶する意図はなく、帳簿書類の備付け、記録及び保存を適切に行っていたし、税務調査に協力するつもりでいたにもかかわらず、本件調査担当者らが訴外甲らへの適切な説明を怠り、一方的な税務調査を行ったため提示ができなかつたなどと

主張するが、上記のとおり、本件調査の際に、本件調査担当者らが不適切な説明をしていたとは認め難い上、前記(2)に認定したように、訴外甲は、本件調査とは無関係である情報提供した無申告の会社に対する税務調査の実施や過去の差押えに関する不満などを専ら述べ、訴外乙は、自身が形式的な代表者であって、実質的な権限は訴外甲にあることを専ら述べて、帳簿書類の提示を拒んでいたのであるから、原告らにおいては、本件調査担当者らから、原告らに対する税務調査において適法に帳簿書類の提示を求められ、これに応じ難いとする理由も格別なかつたにもかかわらず、帳簿書類の提示を拒み続けたと認めるほかはなく、このことについては、既に述べたように、その時点で所定の帳簿書類を保管していたとしても、法人税法126条1項の規定に違反し、同法127条1項1号に該当するものというべきである。

3 争点(3) (原告B及び原告Dにつき課税仕入れに係る消費税額の控除が認められるか) について

(1) 関係法令等の規定及び解釈

消費税法30条1項は、事業者が、国内において課税仕入れ等を行った場合、当該課税仕入れを行った日等の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額等を控除する旨を定め、同条7項は、同条1項の規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ等の税額については適用しないが、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない旨を定め、また、消費税法施行令50条1項は、同法30条1項の規定の適用を受けようとする事業者は、同条7項に規定する帳簿及び請求書等を整理し、当該帳簿についてはその閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日、当該請求書等についてはその受領した日の属する課税期間の末日の翌日から2月(清算中の法人について残余財産が確定した場合には1月)を経過した日から原則として7年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない旨を定めている。

そして、同法が消費税につき申告納税方式を採用している趣旨及びその仕組み並びに同法30条7項の趣旨に照らせば、事業者は、同令50条1項の定めるとおり、同法30条7項に規定する帳簿及び請求書等を整理し、これらを所定の期間及び場所において、同法62条に基づく税務職員による検査に当たって適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて保存することを要し、事業者がこれをしていながつた場合は、同法30条7項にいう「事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合」に当たり、事業者が災害その他やむを得ない事情により当該保存をすることができなかつたことを証明しない限り(同項ただし書)、当該帳簿等の保存がない課税仕入れに係る消費税額については、同条1項の規定の控除の規定の適用は認められないものと解される(平成16年判決参照)。

(2) 上記2(3)に説示したとおり、本件調査担当者らは、原告B及び原告Dからの帳簿等の提示がないことを受けて、原告Bの代表取締役であり原告Dの主宰者である訴外甲あるいは原告Dの代表取締役である訴外乙に対し、帳簿等を提示して税務調査に応ずるよう再三再四その説得に努めていたが、原告Bあるいは原告Dは、これに応じ難いとする理由も格別なかつたにもかかわらず、帳簿等の提示を拒み続けたものである。

また、上記2(2)に認定したように、訴外甲は、情報提供した無申告の会社に対する税務調

査の実施や過去の差押えに関する不満などを専ら述べ、訴外乙は、自身が形式的な代表者であって、実質的な権限は訴外甲にあることを専ら述べて、帳簿等の提示を拒んでいたのであるから、その主張していた内容が、消費税法30条7項が定める「災害その他やむを得ない事情」に当たらないことは明らかであり、上記の帳簿等について原告B及び原告Dが災害その他やむを得ない事情により保存をすることができなかつたことは証明されていないといわざるを得ない。

そうすると、原告B及び原告Dにおいて、本件調査がされた時点で所定の帳簿等を保管していたとしても、税務職員による検査に当たって適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて当該帳簿書類を保存することをしていなかったといえ、消費税法30条7項に規定する「課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合」に該当し、同項ただし書所定の事由があったとは認められないから、原告B及び原告Dの本件係争年度の消費税については、同条1項の課税仕入れに係る消費税額の控除の規定は適用されないというべきである。

また、この点に関する原告らの主張に理由がないことは、前記2(4)で述べたとおりである。

4 本件法人税各処分及び本件消費税各処分の適法性

以上の検討及び弁論の全趣旨により認めることができる事実を基に計算すると、別紙5本件法人税各処分及び本件消費税各処分の適法性に記載のとおり、本件法人税各処分及び本件消費税各処分は、いずれも適法であるといえることができる。

第4 よって、原告Bの本件訴えのうち別紙2主文目録記載の部分は不適法であるから却下し、原告らのその余の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 八木 一洋

裁判官 石村 智

裁判官 藤井 秀樹

(別紙1)

当事者目録

甲事件原告	A株式会社 (以下「原告A」という。)
同代表者代表取締役	甲
乙事件原告	株式会社B (以下「原告B」という。)
同代表者代表取締役	甲
丙事件原告	株式会社C (以下「原告C」という。)
同代表者代表取締役	乙
丁事件被告	株式会社D (以下「原告D」という。)
同代表者代表取締役	乙
上記4名訴訟代理人弁護士	谷原 誠
同	前田 真樹
同	吉田 太郎
同	大菅 剛
同	山内 亘
同	正田 光孝
同	西宮 英彦
同	仲村 諒
甲ないし丁事件被告	国 (以下「被告」という。)
同代表者法務大臣	滝 実
甲及び乙事件処分行政庁	所沢税務署長 佐藤 文夫
丙及び丁事件処分行政庁	佐久税務署長 富井 桂次
被告指定代理人	高橋 康夫
同	森本 利佳
同	楠野 康子
同	松原 政博
同	竹田 富雄
同	櫻井 保晴
同	藤田 栄

(別紙2)

主文目録

所沢税務署長が原告Bに対して平成22年5月17日付けでした平成20年10月1日から平成21年9月30日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額427万4989円及び納付すべき税額76万9300円を下回る部分の取消しを求める部分

(別紙3)

略語表

(原告らに共通のもの)

消費税等	消費税及び地方消費税
法人税等	法人税、消費税等及び源泉所得税
本件各青色取消処分	原告A青色取消処分、原告B青色取消処分、原告C青色取消処分及び原告D青色取消処分
本件法人税各更正処分	原告B法人税各更正処分、原告C法人税各更正処分及び原告D法人税各更正処分
本件法人税各賦課決定処分	原告B平成20年9月期法人税の加算税賦課決定処分、原告C平成21年8月期法人税の加算税賦課決定処分及び原告D法人税の各加算税賦課決定処分
本件法人税各処分	本件法人税各更正処分及び本件法人税各賦課決定処分
本件消費税各更正処分	原告B消費税各更正処分及び原告D消費税各更正処分
本件消費税各賦課決定処分	原告B消費税の各加算税賦課決定処分及び原告D消費税の各加算税賦課決定処分
本件消費税各処分	本件消費税各更正処分及び本件消費税各賦課決定処分
本件各処分	本件各青色取消処分、本件法人税各処分及び本件消費税各処分、又は、原告A青色取消処分、原告B各処分、原告C各処分及び原告D各処分の総称
本件各係争年度	本件各処分の対象とされた事業年度又は課税期間
本件調査	原告らに対する本件各係争年度等の法人税等の調査
丙係官	関東信越国税局課税第二部資料調査第一課の丙主査
F係官	関東信越国税局課税第二部資料調査第一課のF実査官
G係官	関東信越国税局課税第二部資料調査第一課のG実査官
H係官	佐久税務署法人課税第一部門のH総括上席調査官
I係官	上田税務署法人課税第三部門に本務を置き、任命権者(国税局長)から佐久税務署に併任する旨の人事異動発令を受け、併せて、併任先の佐久税務署長から質問検査章の交付を受けていたI上席調査官
本件調査担当者ら	丙係官、F係官、G係官、H係官及びI係官の総称、又は、いずれかの複数係官をいう場合もある
訴外甲	原告A及び原告Bの代表取締役である甲(平成22年3月8日までは原告Cの代表取締役でもあった。)
訴外乙	原告C及び原告Dの代表取締役である乙(ただし、原告Cについては平成22年3月11日に就任した。)
(原告A)	
原告A平成21年9月期	原告Aの平成21年5月12日から平成21年9月30日までの事業年度
原告A平成21年9月期法人	原告A平成21年9月期の法人税の確定申告書

税確定申告書

原告A青色取消処分

所沢税務署長が、原告Aに対し平成22年5月17日付けでした原告A平成21年9月期以後の青色申告の承認の取消処分

(原告B)

原告B平成17年9月期

原告Bの平成16年10月1日から平成17年9月30日までの事業年度

原告B平成19年9月期

原告Bの平成18年10月1日から平成19年9月30日までの事業年度

原告B平成20年9月期

原告Bの平成19年10月1日から平成20年9月30日までの事業年度

原告B平成21年9月期

原告Bの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの事業年度

原告B平成19年9月課税期間

原告Bの平成18年10月1日から平成19年9月30日までの課税期間

原告B平成20年9月課税期間

原告Bの平成19年10月1日から平成20年9月30日までの課税期間

原告B平成21年9月課税期間

原告Bの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの課税期間

原告B平成20年9月期法人税確定申告書

原告B平成20年9月期の法人税の確定申告書

原告B平成21年9月期法人税確定申告書

原告B平成21年9月期の法人税の確定申告書

原告B平成19年9月課税期間消費税等確定申告書

原告B平成19年9月課税期間の消費税等の確定申告書

原告B平成20年9月課税期間消費税等確定申告書

原告B平成20年9月課税期間の消費税等の確定申告書

原告B平成21年9月課税期間消費税等確定申告書

原告B平成21年9月課税期間の消費税等の確定申告書

原告B青色取消処分

所沢税務署長が、原告Bに対し平成22年5月17日付けでした原告B平成17年9月期以後の青色申告の承認の取消処分

原告B平成20年9月期法人税更正処分

所沢税務署長が、原告Bに対し平成22年5月17日付けでした原告B平成20年9月期の法人税の更正処分

原告B平成20年9月期法人税の加算税賦課決定処分

所沢税務署長が、原告Bに対し平成22年5月17日付けでした原告B平成20年9月期の法人税の過少申告加算税の賦課決定処分

原告B平成21年9月期法人税更正処分

所沢税務署長が、原告Bに対し平成22年5月17日付けでした原告B平成21年9月期の法人税の更正処分

原告B平成19年9月課税期間消費税更正処分

所沢税務署長が、原告Bに対し平成22年5月17日付けでした原告Bの平成19年9月課税期間の消費税等の更正処分

原告B平成19年9月課税期間消費税の加算税賦課決定処分

所沢税務署長が、原告Bに対し平成22年5月17日付けでした原告Bの平成19年9月課税期間の消費税等の過少申告加算税の賦課決

分	定処分
原告B平成20年9月課税期間消費税更正処分	所沢税務署長が、原告Bに対し平成22年5月17日付けでした原告Bの平成20年9月課税期間の消費税等の更正処分
原告B平成20年9月課税期間消費税の加算税賦課決定処分	所沢税務署長が、原告Bに対し平成22年5月17日付けでした原告Bの平成20年9月課税期間の消費税等の過少申告加算税の賦課決定処分
原告B平成21年9月課税期間消費税更正処分	所沢税務署長が、原告Bに対し平成22年5月17日付けでした原告Bの平成21年9月課税期間の消費税等の更正処分
原告B平成21年9月課税期間消費税の加算税賦課決定処分	所沢税務署長が、原告Bに対し平成22年5月17日付けでした原告Bの平成21年9月課税期間の消費税等の過少申告加算税の賦課決定処分
原告B法人税各更正処分	原告B平成20年9月期法人税更正処分及び原告B平成21年9月期法人税更正処分
原告B消費税各更正処分	原告B平成19年9月課税期間消費税更正処分、原告B平成20年9月課税期間消費税更正処分及び原告B平成21年9月課税期間消費税更正処分
原告B消費税の各加算税賦課決定処分	原告B平成19年9月課税期間消費税の加算税賦課決定処分、原告B平成20年9月課税期間消費税の加算税賦課決定処分及び原告B平成21年9月課税期間消費税の加算税賦課決定処分
原告B各処分	所沢税務署長が、原告Bに対し平成22年5月17日付けでした全ての処分の総称
(原告C)	
原告C平成20年8月期	原告Cの平成19年9月11日から平成20年8月31日までの事業年度
原告C平成21年8月期	原告Cの平成20年9月1日から平成21年8月31日までの事業年度
原告C平成21年8月期法人税確定申告書	原告C平成21年8月期の法人税の確定申告書
原告C青色取消処分	佐久税務署長が、原告Cに対し平成22年5月17日付けでした原告C平成20年8月期以後の青色申告の承認の取消処分
原告C平成21年8月期法人税更正処分	佐久税務署長が、原告Cに対し平成22年5月17日付けでした原告C平成21年8月期の法人税の更正処分
原告C平成21年8月期法人税の加算税賦課決定処分	佐久税務署長が、原告Cに対し平成22年5月17日付けでした原告C平成21年8月期の法人税の過少申告加算税賦課決定処分
原告C各処分	佐久税務署長が、原告Cに対し平成22年5月17日付けでした全ての処分の総称
(原告D)	
原告D平成18年6月期	原告Dの平成17年7月1日から平成18年6月30日までの事業年度
原告D平成20年6月期	原告Dの平成19年7月1日から平成20年6月30日までの事業

原告D平成21年6月期	年度 原告Dの平成20年7月1日から平成21年6月30日までの事業年度
原告D平成20年6月課税期間	原告Dの平成19年7月1日から平成20年6月30日までの課税期間
原告D平成21年6月課税期間	原告Dの平成20年7月1日から平成21年6月30日までの課税期間
原告D平成20年6月期法人税確定申告書	原告D平成20年6月期の法人税の確定申告書
原告D平成21年6月期法人税確定申告書	原告D平成21年6月期の法人税の確定申告書
原告D平成21年6月期法人税修正申告書	原告D平成21年6月期の法人税の修正申告書
原告D平成20年6月課税期間消費税等確定申告書	原告D平成20年6月課税期間の消費税等の確定申告書
原告D平成21年6月課税期間消費税等確定申告書	原告D平成21年6月課税期間の消費税等の確定申告書
原告D青色取消処分	佐久税務署長が、原告Dに対し平成22年5月17日付けでした原告D平成18年6月期以後の青色申告の承認の取消処分
原告D平成20年6月期法人税更正処分	佐久税務署長が、原告Dに対し平成22年5月17日付けでした原告Dの平成20年6月期の法人税の更正処分
原告D平成20年6月期法人税の加算税賦課決定処分	佐久税務署長が、原告Dに対し平成22年5月17日付けでした原告Dの平成20年6月期の法人税の過少申告加算税賦課決定処分
原告D平成21年6月期法人税更正処分	佐久税務署長が、原告Dに対し平成22年5月17日付けでした原告Dの平成21年6月期の法人税の更正処分
原告D平成21年6月期法人税の加算税賦課決定処分	佐久税務署長が、原告Dに対し平成22年5月17日付けでした原告Dの平成21年6月期の法人税の過少申告加算税賦課決定処分
原告D法人税各更正処分	原告D平成20年6月期法人税更正処分及び原告D平成21年6月期法人税更正処分
原告D法人税の各加算税賦課決定処分	原告D平成20年6月期法人税の加算税賦課決定処分及び原告D平成21年6月期法人税の加算税賦課決定処分
原告D平成20年6月課税期間消費税更正処分	佐久税務署長が、原告Dに対し平成22年5月17日付けでした原告Dの平成20年6月課税期間の消費税等の更正処分
原告D平成20年6月課税期間消費税の加算税賦課決定処分	佐久税務署長が、原告Dに対し平成22年5月17日付けでした原告Dの平成20年6月課税期間の消費税等の過少申告加算税賦課決定処分
原告D平成21年6月課税期間消費税更正処分	佐久税務署長が、原告Dに対し平成22年5月17日付けでした原告Dの平成21年6月課税期間の消費税等の更正処分
原告D平成21年6月課税期間消費税の加算税賦課決定処分	佐久税務署長が、原告Dに対し平成22年5月17日付けでした原告Dの平成21年6月課税期間の消費税等の過少申告加算税賦課決定

分	処分
原告D消費税各更正処分	原告D平成20年6月課税期間消費税更正処分及び原告D平成21年6月課税期間消費税更正処分
原告D消費税の各加算税賦課決定処分	原告D平成20年6月課税期間消費税の加算税賦課決定処分及び原告D平成21年6月課税期間消費税の加算税賦課決定処分
原告D各処分	佐久税務署長が、原告Dに対し平成22年5月17日付けでした全ての処分の総称

(別紙4)

関係法令の定め

第1 法人税法関係

1 126条1項

同法121条1項(青色申告)の承認を受けている内国法人は、財務省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならない。

2 127条1項(平成22年法律第6号による改正前のもの)

同法121条1項(青色申告)の承認を受けた内国法人につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合には、納税地の所轄税務署長は、当該各号に定める事業年度までさかのぼって、その承認を取り消すことができる。この場合において、その取消しがあったときは、当該事業年度開始の日以後その内国法人が提出したその承認に係る青色申告書(納付すべき義務が同日前に成立した法人税に係るものを除く。)は、青色申告書以外の申告書とみなす。

1号 その事業年度に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が同法126条1項に規定する財務省令で定めるところに従って行われていないこと。 当該事業年度

2号ないし5号 (省略)

第2 消費税法関係

1 消費税法30条1項

事業者(消費税法9条1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)が、国内において行う課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の同法45条1項2号に掲げる課税標準額に対する消費税額(括弧内省略)から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額(当該課税仕入れに係る支払対価の額に105分の4を乗じて算出した金額をいう。(略))及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物(他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。(略))につき課された又は課されるべき消費税額(附帯税の額に相当する額を除く。(略))の合計額を控除する。

1号 国内において課税仕入れを行った場合 当該課税仕入れを行った日

2号及び3号 (省略)

2 消費税法30条7項

同条1項の規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等(同項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が少額である場合その他の政令で定める場合における当該課税仕入れ等の税額については、帳簿)を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

3 消費税法施行令50条1項

消費税法30条1項の規定の適用を受けようとする事業者は、同条7項に規定する帳簿及び請求書等を整理し、当該帳簿についてはその閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日、当該請求書等についてはその受領した日の属する課税期間の末日の翌日から2月(清算中の法人について残余財産が確定した場合には1月とする。(略))を経過した日から7年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない。ただし、財務省

令で定める場合に該当する同条7項に規定する帳簿又は請求書等については、同日から5年間を超えて保存することを要しない。

(別紙5)

本件法人税各処分及び本件消費税各処分の根拠及び適法性

第1 本件法人税各処分の根拠及び適法性

1 本件法人税各更正処分の根拠

(1) 原告B平成20年9月期法人税更正処分の根拠

原告B平成20年9月期の所得の金額及び納付すべき法人税額は、次のとおりである。

ア 所得の金額(別表10・順号④) 4551万2932円

上記金額は、下記(ア)の金額に(イ)の金額を加算した金額である

(ア) 申告所得金額(別表10・順号①) 2985万7432円

上記金額は、原告Bが平成20年11月28日に所沢税務署長に提出した原告B平成20年9月期法人税確定申告書(甲3の2)の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された金額と同額である。

(イ) 減価償却費の損金不算入額(別表10・順号②) 1565万5500円

上記金額は、原告Bが、原告B平成20年9月期の損金の額に算入した租税特別措置法42条の6第1項(平成22年法律第6号による改正前のもの。以下同じ。)に規定する機械等の特別償却の金額である。同条の適用は中小企業者等で青色申告書を提出するものが対象となること、原告Bは原告B青色取消処分を受けたことにより、いわゆる青色申告法人でなくなり、同条の適用要件を満たさなくなったことから、減価償却超過額として損金の額に算入されないこととなる金額である。

イ 所得の金額に対する法人税額(別表10・順号⑤) 1301万3600円

上記金額は、上記アの所得の金額4551万2000円(ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。)のうち、800万円については法人税法66条(平成20年法律第23号による改正前のもの。以下同じ。)1項の規定により100分の22の税率を、残額の3751万2000円については同条1項の規定により100分の30の税率をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額である。

ウ 納付すべき法人税額(別表10・順号⑥) 1301万3600円

上記金額は、上記イの金額と同額である。

エ 既に納付の確定した法人税額(別表10・順号⑦) 831万7100円

上記金額は、原告B平成20年9月期法人税確定申告書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された金額と同額である。

オ 差引納付すべき法人税額(別表10・順号⑧) 469万6500円

上記金額は、上記ウの金額からエの金額を差し引いた金額である。

(2) 原告C平成21年8月期法人税更正処分の根拠

原告C平成21年8月期の所得の金額及び納付すべき法人税額は、次のとおりである。

ア 所得の金額(欠損金額)(別表11・順号①) △1742万6873円

上記金額は、原告Cが平成21年10月28日に佐久税務署長に提出した原告C平成21年8月期法人税確定申告書(甲7)の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された金額と同額である。

イ 所得の金額に対する法人税額(別表11・順号②) 0円

上記金額は、原告C平成21年8月期法人税確定申告書の「法人税額」欄に記載された金額と同額である。

ウ 欠損金の繰戻しによる還付金額（別表11・順号③） 0円

上記金額は、法人税法80条1項（平成22年法律第6号による改正前のもの。以下同じ。）の規定に基づき請求される金額である。

原告C平成21年8月期分の欠損金額（上記アの金額）は、原告C青色取消処分に伴い、法人税法80条1項に規定する「青色申告書である確定申告書を提出する事業年度において生じた欠損金額」に該当しなくなったことから、同項の適用はなく、上記請求される金額は0円となる。

エ 納付すべき法人税額（別表11・順号④） 0円

上記金額は、上記イの金額と同額である。

オ 既に納付の確定した法人税額（別表11・順号⑤） △162万2700円

上記金額は、原告C平成21年8月期法人税確定申告書の「この申告による還付金額」欄に記載された金額と同額である。

カ 差引納付すべき法人税額（別表11・順号⑥） 162万2700円

上記金額は、上記エの金額からオの金額を差し引いた金額である。

キ 翌期へ繰り越すべき欠損金額（別表11・順号⑦） 0円

上記金額は、法人税法57条（平成22年法律第6号による改正前のもの。以下同じ。）1項の規定に基づき翌事業年度に繰り越される欠損金額である。原告C青色取消処分に伴い、原告C平成21年8月期確定申告書は青色申告書以外の申告書となることから、法人税法57条11項に規定する「欠損金額（括弧内省略）の生じた事業年度について青色申告書である確定申告書を提出し」との要件に該当しなくなったため、同項の適用はなく、翌事業年度に繰り越される欠損金額は0円となる。

(3) 原告D法人税各更正処分の根拠

原告D平成20年6月期及び原告D平成21年6月期の所得の金額及び納付すべき法人税額は、それぞれ次のとおりである。

ア 原告D平成20年6月期（別表12「平成20年6月期」欄）

(ア) 所得の金額（別表12・順号⑦） 9675万8824円

上記金額は、下記aの金額にbの金額を加算した金額である。

a 申告所得金額（別表12・順号①） 8359万1824円

上記金額は、原告Dが平成20年8月25日に佐久税務署長に提出した原告D平成20年6月期法人税確定申告書（甲10の1）の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された金額と同額である。

b 減価償却費の損金不算入額（別表12・順号②） 1316万7000円

上記金額は、原告Dが、原告D平成20年6月期の損金の額に算入した租税特別措置法42条の6第1項に規定する機械等の特別償却の金額である。同条の適用は中小企業者等で青色申告書を提出するものが対象となるところ、原告Dは原告D青色取消処分を受けたことにより、青色申告法人でなくなり、同条の適用要件を満たさなくなったことから、減価償却超過額として損金の額に算入されないこととなる金額である。

(イ) 所得の金額に対する法人税額（別表12・順号⑧） 2838万7400円

上記金額は、上記(ア)の所得の金額9675万8000円(ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。)のうち、800万円については法人税法66条2項の規定により100分の22の税率を、残額の8875万8000円については同法1項の規定により100分の30の税率をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額である。

(ウ) 納付すべき法人税額(別表12・順号⑩) 2838万7400円

上記金額は、上記(イ)の金額と同額である。

(エ) 既に納付の確定した法人税額(別表12・順号⑪) 2443万7300円

上記金額は、原告D平成20年6月期法人税確定申告書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された金額と同額である。

(オ) 差引納付すべき法人税額(別表12・順号⑫) 395万0100円

上記金額は、上記(ウ)の金額から(エ)の金額を差し引いた金額である。

イ 原告D平成21年6月期(別表12「平成21年6月期」欄)

(ア) 所得の金額(別表12・順号⑦) △4831万2564円

上記金額は、次のaの金額からb及びcの金額を減算した金額である。

a 申告所得金額(別表12・順号①) △4292万7293円

上記金額は、原告Dが平成21年11月12日に佐久税務署長に提出した原告D平成21年6月期法人税修正申告書(甲11)の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された金額と同額である。

b 減価償却費の損金算入額(別表12・順号④) 412万1271円

上記金額は、原告D平成20年6月期法人税更正処分において損金の額に算入されなかった機械等の特別償却の金額(減価償却超過額、上記ア(ア)b)のうち、原告D平成21年6月期における損金の額に算入される金額である。

c 事業税の損金算入額(別表12・順号⑤) 126万4000円

上記金額は、原告D平成20年6月期法人税更正処分により増加した所得の金額に対応する事業税相当額であり、原告D平成21年6月期の損金の額に算入される金額である。

(イ) 所得の金額に対する法人税額(別表12・順号⑧) 0円

上記金額は、原告B平成21年6月期法人税修正申告書の「法人税額」欄に記載された金額と同額である。

(ウ) 欠損金の繰戻しによる還付金額(別表12・順号⑨) 0円

上記金額は、原告D青色取消処分に伴い、法人税法80条1項の規定に基づき請求される金額である。原告D平成21年6月期の欠損金額(上記(ア))は、原告D青色取消処分に伴い、法人税法80条1項に規定する「青色申告書である確定申告書を提出する事業年度において生じた欠損金額」に該当しなくなったことから、同項の適用はなく、上記請求される金額は0円となる。

(エ) 納付すべき法人税額(別表12・順号⑩) 0円

上記金額は、上記(イ)の金額と同額である。

(オ) 既に納付の確定した法人税額(別表12・順号⑪) △1254万9398円

上記金額は、原告D平成21年6月期法人税修正申告書の「この申告による還付金額」欄に記載された金額と同額である。

(カ) 差引納付すべき法人税額 (別表 12・順号⑫) 1254万9300円

上記金額は、上記(エ)の金額から(オ)の金額を差し引いた金額 (ただし、国税通則法 119 条 1 項の規定により 100 円未満の端数を切り捨てた後のもの。) である。

2 本件法人税各更正処分の適法性

本件各青色取消処分は、適法であるところ、本件法人税各更正処分は、原告 A 青色取消処分を除く本件各青色取消処分により、青色申告法人に限って適用することが認められている特例等の適用を受けられなくなったことを理由とするものである。そして、被告が本件各訴えにおいて主張する原告 A を除く原告らの本件法人税各更正処分に係る各事業年度における納付すべき法人税の額は、上記 1 のとおりであり、これらの各金額は、本件法人税各更正処分の納付すべき税額 (別表 3、別表 6 及び別表 8 の各「更正処分等」欄参照。なお、原告 D 平成 21 年 6 月期については欠損金の繰戻しによる還付金額を 0 円とした更正処分である。) と同額であるから、本件法人税各更正処分は適法である。

第 2 本件法人税各賦課決定処分の根拠及び適法性

1 本件法人税各賦課決定処分の根拠

上記第 1 のとおり、本件法人税各更正処分は適法であるところ、原告 A を除く原告らは、本件法人税各更正処分に係る各事業年度の法人税について青色申告の承認が取り消されたことにより、青色申告法人に限り損金算入をすることができる機械等の特別償却や欠損金の繰戻しによる還付が認められないこととなったものである。そして、青色申告の承認が取り消されたことは国税通則法 65 条 4 項に規定する「正当な理由」に該当せず、他に「正当な理由」に該当すると認められる事実は存在しない。

したがって、原告 A を除く原告らに課されるべき過少申告加算税の額は、国税通則法 65 条に基づき、次のとおり計算した金額である。

(1) 原告 B 平成 20 年 9 月期の過少申告加算税の額 (別表 10・順号⑨) 46万9000円

上記金額は、国税通則法 65 条 1 項の規定に基づき、原告 B 平成 20 年 9 月期法人税更正処分により原告 B が新たに納付すべき法人税額 469 万円 (ただし、同法 118 条 3 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てた後のもの。) に、100 分の 10 を乗じて算出した金額である。

(2) 原告 C 平成 21 年 8 月期の過少申告加算税の額 (別表 11・順号⑧)

21万8000円

上記金額は、①国税通則法 65 条 1 項の規定に基づき、原告 C 平成 21 年 8 月期法人税更正処分により原告 C が新たに納付すべき法人税額 162 万円 (ただし、同法 118 条 3 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てた後のもの。) に、100 分の 10 の割合を乗じて算出した金額 16 万 2000 円と、②同法 65 条 2 項の規定に基づき、上記新たに納付すべき税額 16 万 2700 円のうち期限内申告税額に相当する金額と 50 万円とのいずれか多い金額である 50 万円を超える部分に相当する税額 11 万 2000 円 (ただし、同法 118 条 3 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てた後のもの。) に 100 分の 5 の割合を乗じて算出した金額 5 万 6000 円との合計額である。

(3) 原告 D について

ア 平成 20 年 6 月期の過少申告加算税の額 (別表 12 「平成 20 年 6 月期」欄・順号⑬)

39万5000円

上記金額は、国税通則法 65 条 1 項の規定に基づき、原告 D 平成 20 年 6 月期法人税更正処

分により原告Dが新たに納付すべき法人税額395万円（ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、100分の10を乗じて算出した金額である。

イ 平成21年6月期の過少申告加算税の額（別表12「平成21年6月期」欄・順号⑬）

185万6000円

上記金額は、①国税通則法65条1項の規定に基づき、原告D平成21年6月期法人税更正処分により原告Dが新たに納付すべき法人税額1254万円（ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、100分の10の割合を乗じて算出した金額125万4000円と、②同法65条2項の規定に基づき、上記新たに納付すべき税額1254万9300円のうち期限内申告税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額である50万円を超える部分に相当する税額1204万円（ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、100分の5の割合を乗じて算出した金額60万2000円との合計額である。

2 本件法人税各賦課決定処分の適法性

本件法人税各更正処分に伴って賦課されるべき過少申告加算税の額は、上記1のとおりであるところ、これらの金額は、本件法人税各賦課決定処分の過少申告加算税の額（別表3、別表6及び別表8の各「更正処分等」欄参照。）とそれぞれ同額であるから、本件法人税各賦課決定処分は適法である。

第3 本件消費税各更正処分の根拠及び適法性

1 本件消費税各更正処分の根拠

(1) 原告Bについて

被告が本件訴えにおいて主張する原告B平成19年9月課税期間、原告B平成20年9月課税期間及び原告B平成21年9月課税期間に係る各消費税等の課税標準額及び納付すべき税額は、それぞれ次のとおりである。

ア 原告B平成19年9月課税期間（別表13「平成19年9月課税期間」欄）

(ア) 課税標準額（別表13・順号①）

5億8966万2000円

上記金額は、原告Bが平成19年11月27日に所沢税務署長に提出した原告B平成19年9月課税期間消費税等確定申告書（乙49）の「課税標準額①」欄に記載された金額と同額である。

(イ) 課税標準に対する消費税額（別表13・順号②）

2358万6480円

上記金額は、原告B平成19年9月課税期間消費税等確定申告書の「消費税額②」欄に記載された金額と同額である。

(ウ) 控除対象仕入税額（別表13・順号③）

0円

仕入税額控除（消費税法30条1項）は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ等については適用されないところ（同条7項）、原告Bは、消費税に関する帳簿及び請求書等を一切提示しておらず、同項に規定する「課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合」に該当する。そのため、当該課税期間の課税仕入れ等に係る消費税額の控除は認められない。

(エ) 納付すべき消費税額（別表13・順号④）

2358万6400円

上記金額は、上記(イ)の金額から上記(ウ)の金額を控除した金額（ただし、国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(オ) 既に納付の確定した消費税額（別表13・順号⑤） 889万9900円

上記金額は、原告B平成19年9月課税期間消費税等確定申告書の「差引税額⑨」欄に記載された金額と同額である。

(カ) 差引納付すべき消費税額（別表13・順号⑥） 1468万6500円

上記金額は、上記(エ)の金額から上記(オ)の金額を差し引いた金額（ただし、国税通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）であり、原告B平成19年9月課税期間消費税更正処分により原告Bが新たに納付すべき消費税額である。

(キ) 地方消費税の課税標準となる消費税額（別表13・順号⑦） 2358万6400円

上記金額は、地方税法72条の77第2号及び72条の82の各規定により、地方消費税（譲渡割）の課税標準額とされる消費税額であり、上記(エ)の金額と同額である。

(ク) 納付すべき譲渡割額（別表13・順号⑧） 589万6600円

上記金額は、上記(キ)の地方消費税の課税標準とされる消費税額に地方税法72条の83の規定により100分の25の税率を乗じて算出した金額（ただし、同法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(ケ) 既に納付の確定した譲渡割額（別表13・順号⑨） 222万4900円

上記金額は、原告B平成19年9月課税期間消費税等確定申告書の「納税額⑩」欄に記載された金額と同額である。

(コ) 差引納付すべき譲渡割額（別表13・順号⑩） 367万1700円

上記金額は、上記(ク)の金額から上記(ケ)の金額を差し引いた金額（ただし、地方税法20条の4の2第4項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）であり、原告B平成19年9月課税期間消費税更正処分により原告Bが新たに納付すべき譲渡割額である。

(サ) 納付すべき消費税等の合計額（別表13・順号⑪） 1835万8200円

上記金額は、上記(カ)の金額と上記(コ)の金額との合計額であり、原告B平成19年9月課税期間消費税更正処分により原告Bが新たに納付すべき消費税額と譲渡割額との合計額である。

イ 原告B平成20年9月課税期間（別表13「平成20年9月課税期間」欄）

(ア) 課税標準額（別表13・順号①） 7億9696万4000円

上記金額は、原告Bが平成20年11月28日に所沢税務署長に提出した原告B平成20年9月課税期間消費税等確定申告書（乙50）の「課税標準額①」欄に記載された金額と同額である。

(イ) 課税標準に対する消費税額（別表13・順号②） 3187万8560円

上記金額は、原告B平成20年9月課税期間消費税等確定申告書の「消費税額②」欄に記載された金額と同額である。

(ウ) 控除対象仕入税額（別表13・順号③） 0円

上記ア(ウ)で述べたとおり、原告Bは、消費税に関する帳簿及び請求書等を一切提示しておらず、消費税法30条7項に規定する「課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書

等を保存しない場合」に該当する。そのため、当該課税期間の課税仕入れ等に係る消費税額の控除は認められない。

(エ) 納付すべき消費税額 (別表13・順号④) 3187万8500円

上記金額は、上記(イ)の金額から上記(ウ)の金額を控除した金額(ただし、国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

(オ) 既に納付の確定した消費税額 (別表13・順号⑤) 936万0700円

上記金額は、原告B平成20年9月課税期間消費税等確定申告書の「差引税額⑨」欄に記載された金額と同額である。

(カ) 差引納付すべき消費税額 (別表13・順号⑥) 2251万7800円

上記金額は、上記(エ)の金額から上記(オ)の金額を差し引いた金額(ただし、国税通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。)であり、原告B平成20年9月課税期間消費税更正処分により原告Bが新たに納付すべき消費税額である。

(キ) 地方消費税の課税標準となる消費税額 (別表13・順号⑦) 3187万8500円

上記金額は、地方税法72条の77第2号及び72条の82の各規定により、地方消費税(譲渡割)の課税標準額とされる消費税額であり、上記(エ)の金額と同額である。

(ク) 納付すべき譲渡割額 (別表13・順号⑧) 796万9600円

上記金額は、上記(キ)の地方消費税の課税標準とされる消費税額に地方税法72条の83の規定により100分の25の税率を乗じて算出した金額(ただし、同法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

(ケ) 既に納付の確定した譲渡割額 (別表13・順号⑨) 234万0100円

上記金額は、原告B平成20年9月課税期間消費税等確定申告書の「納税額⑩」欄に記載された金額と同額である。

(コ) 差引納付すべき譲渡割額 (別表13・順号⑩) 562万9500円

上記金額は、上記(ク)の金額から上記(ケ)の金額を差し引いた金額(ただし、地方税法20条の4の2第4項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。)であり、原告B平成20年9月課税期間消費税更正処分により原告Bが新たに納付すべき譲渡割額である。

(サ) 納付すべき消費税等の合計額 (別表13・順号⑪) 2814万7300円

上記金額は、上記(カ)の金額と上記(コ)の金額との合計額であり、原告B平成20年9月課税期間消費税更正処分により原告Bが新たに納付すべき消費税額と譲渡割額との合計額である。

ウ 原告B平成21年9月課税期間 (別表13「平成21年9月課税期間」欄)

(ア) 課税標準額 (別表13・順号①) 5億5470万3000円

上記金額は、原告Bが平成21年11月26日に所沢税務署長に提出した原告B平成21年9月課税期間消費税等確定申告書(乙51)の「課税標準額①」欄に記載された金額と同額である。

(イ) 課税標準に対する消費税額 (別表13・順号②) 2218万8120円

上記金額は、原告B平成21年9月課税期間消費税等確定申告書の「消費税額②」欄に記載された金額と同額である。

(ウ) 控除対象仕入税額 (別表 1 3・順号③) 0 円

上記ア(ウ)で述べたとおり、原告Bは、消費税に関する帳簿及び請求書等を一切提示しておらず、消費税法30条7項に規定する「課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合」に該当する。そのため、当該課税期間の課税仕入れ等に係る消費税額の控除は認められない。

(エ) 納付すべき消費税額 (別表 1 3・順号④) 2 2 1 8 万 8 1 0 0 円

上記金額は、上記(イ)の金額から上記(ウ)の金額を控除した金額 (ただし、国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。) である。

(オ) 既に納付の確定した消費税額 (別表 1 3・順号⑤) 6 0 4 万 2 1 0 0 円

上記金額は、原告B平成21年9月課税期間消費税等確定申告書の「差引税額⑨」欄に記載された金額と同額である。

(カ) 差引納付すべき消費税額 (別表 1 3・順号⑥) 1 6 1 4 万 6 0 0 0 円

上記金額は、上記(エ)の金額から上記(オ)の金額を差し引いた金額 (ただし、国税通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。) であり、原告B平成21年9月課税期間消費税更正処分により原告Bが新たに納付すべき消費税額である。

(キ) 地方消費税の課税標準となる消費税額 (別表 1 3・順号⑦) 2 2 1 8 万 8 1 0 0 円

上記金額は、地方税法72条の77第2号及び72条の82の各規定により、地方消費税(譲渡割)の課税標準額とされる消費税額であり、上記(エ)の金額と同額である。

(ク) 納付すべき譲渡割額 (別表 1 3・順号⑧) 5 5 4 万 7 0 0 0 円

上記金額は、上記(キ)の地方消費税の課税標準となる消費税額に地方税法72条の83の規定により100分の25の税率を乗じて算出した金額 (ただし、同法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。) である。

(ケ) 既に納付の確定した譲渡割額 (別表 1 3・順号⑨) 1 5 1 万 0 5 0 0 円

上記金額は、原告B平成21年9月課税期間消費税等確定申告書の「納税額⑩」欄に記載された金額と同額である。

(コ) 差引納付すべき譲渡割額 (別表 1 3・順号⑩) 4 0 3 万 6 5 0 0 円

上記金額は、上記(ク)の金額から上記(ケ)の金額を差し引いた金額 (ただし、地方税法20条の4の2第4項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。) であり、原告B平成21年9月課税期間消費税更正処分により原告Bが新たに納付すべき譲渡割額である。

(サ) 納付すべき消費税等の合計額 (別表 1 3・順号⑪) 2 0 1 8 万 2 5 0 0 円

上記金額は、上記(カ)の金額と上記(コ)の金額との合計額であり、原告B平成21年9月課税期間消費税更正処分により原告Bが新たに納付すべき消費税額と譲渡割額との合計額である。

(2) 原告Dについて

被告が本件訴えにおいて主張する原告D平成20年6月課税期間及び原告D平成21年6月課税期間の消費税等の課税標準額及び納付すべき税額は、それぞれ次のとおりである。

ア 原告D平成20年6月課税期間 (別表 1 4「平成20年6月課税期間」欄)

(ア) 課税標準額 (別表 1 4・順号①) 1 4 億 4 7 1 8 万 1 0 0 0 円

上記金額は、原告Dが平成20年8月25日に佐久税務署長に提出した原告D平成20年6月課税期間消費税等確定申告書(乙52)の「課税標準額①」欄に記載された金額と同額である。

(イ) 課税標準に対する消費税額(別表14・順号②) 5788万7240円

上記金額は、原告D平成20年6月課税期間消費税等確定申告書の「消費税額②」欄に記載された金額と同額である。

(ウ) 控除対象仕入税額(別表14・順号③) 0円

原告Dは、消費税に関する帳簿及び請求書等を一切提示しておらず、消費税法30条7項に規定する「課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合」に該当する。そのため、当該課税期間の課税仕入れ等に係る消費税額の控除は認められない。

(エ) 納付すべき消費税額(別表14・順号④) 5788万7200円

上記金額は、上記(イ)の金額から上記(ウ)の金額を控除した金額(ただし、国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

(オ) 既に納付の確定した消費税額(別表14・順号⑤) 1454万8900円

上記金額は、原告D平成20年6月課税期間消費税等確定申告書の「差引税額⑨」欄に記載された金額と同額である。

(カ) 差引納付すべき消費税額(別表14・順号⑥) 4333万8300円

上記金額は、上記(エ)の金額から上記(オ)の金額を差し引いた金額(ただし、国税通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。)であり、原告D平成20年6月課税期間消費税更正処分により原告Dが新たに納付すべき消費税額である。

(キ) 地方消費税の課税標準となる消費税額(別表14・順号⑦) 5788万7200円

上記金額は、地方税法72条の77第2号及び72条の82の各規定により、地方消費税(譲渡割)の課税標準額とされる消費税額であり、上記(エ)の金額と同額である。

(ク) 納付すべき譲渡割額(別表14・順号⑧) 1447万1800円

上記金額は、上記(キ)の地方消費税の課税標準とされる消費税額に地方税法72条の83の規定により100分の25の税率を乗じて算出した金額(ただし、同法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

(ケ) 既に納付の確定した譲渡割額(別表14・順号⑨) 363万7200円

上記金額は、原告D平成20年6月課税期間消費税等確定申告書の「納税額⑩」欄に記載された金額と同額である。

(コ) 差引納付すべき譲渡割額(別表14・順号⑩) 1083万4600円

上記金額は、上記(ク)の金額から上記(ケ)の金額を差し引いた金額(ただし、地方税法20条の4の2第4項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。)であり、原告D平成20年6月課税期間消費税更正処分により原告Dが新たに納付すべき譲渡割額である。

(サ) 納付すべき消費税等の合計額(別表14・順号⑪) 5417万2900円

上記金額は、上記(カ)の金額と上記(コ)の金額との合計額であり、原告D平成20年6月課税期間消費税更正処分により原告Dが新たに納付すべき消費税額と譲渡割額との合計額である。

- イ 原告D平成21年6月課税期間（別表14「平成21年6月課税期間」欄）
- (ア) 課税標準額（別表14・順号①） 7億2060万1000円
上記金額は、原告Dが平成21年8月27日に佐久税務署長に提出した原告D平成21年6月課税期間消費税等確定申告書（乙53）の「課税標準額①」欄に記載された金額と同額である。
- (イ) 課税標準額に対する消費税額（別表14・順号②） 2882万4040円
上記金額は、原告D平成21年6月課税期間消費税等確定申告書の「消費税額②」に記載された金額と同額である。
- (ウ) 控除対象仕入税額（別表14・順号③） 0円
上記ア(ウ)で述べたとおり、原告Dは、消費税に関する帳簿及び請求書等を一切提示しておらず、消費税法30条7項に規定する「課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合」に該当する。そのため、当該課税期間の課税仕入れ等に係る消費税額の控除は認められない。
- (エ) 納付すべき消費税額（別表14・順号④） 2882万4000円
上記金額は、上記(イ)の金額から上記(ウ)の金額を控除した金額（ただし、国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。
- (オ) 既に納付の確定した消費税額（別表14・順号⑤） 566万7800円
上記金額は、原告D平成21年6月課税期間消費税等確定申告書の「差引税額⑨」欄に記載された金額と同額である。
- (カ) 差引納付すべき消費税額（別表14・順号⑥） 2315万6200円
上記金額は、上記(エ)の金額から上記(オ)の金額を差し引いた金額（ただし、国税通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）であり、原告D平成21年6月課税期間消費税更正処分により原告Dが新たに納付すべき消費税額である。
- (キ) 地方消費税の課税標準となる消費税額（別表14・順号⑦） 2882万4000円
上記金額は、地方税法72条の77第2号及び72条の82の各規定により、地方消費税（譲渡割）の課税標準額とされる消費税額であり、上記(エ)の金額と同額である。
- (ク) 納付すべき譲渡割額（別表14・順号⑧） 720万6000円
上記金額は、上記(キ)の地方消費税の課税標準とされる消費税額に地方税法72条の83の規定により100分の25の税率を乗じて算出した金額（ただし、同法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。
- (ケ) 既に納付の確定した譲渡割額（別表14・順号⑨） 141万6900円
上記金額は、原告D平成21年6月課税期間消費税等確定申告書の「納税額⑩」欄に記載された金額と同額である。
- (コ) 差引納付すべき譲渡割額（別表14・順号⑩） 578万9100円
上記金額は、上記(ク)の金額から上記(ケ)の金額を差し引いた金額（ただし、地方税法20条の4の2第4項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）であり、原告D平成21年6月課税期間消費税更正処分により原告Dが新たに納付すべき譲渡割額である。
- (サ) 納付すべき消費税等の合計額（別表14・順号⑪） 2894万5300円

上記金額は、上記(カ)の金額と上記(コ)の金額との合計額であり、原告D平成21年6月課税期間消費税更正処分により原告Dが新たに納付すべき消費税額と譲渡割額との合計額である。

2 本件消費税各更正処分の適法性

被告が本件各訴えにおいて主張する原告B及び原告Dの本件消費税各更正処分に係る各課税期間における納付すべき消費税額及び譲渡割額は、上記1のとおりであるところ、これらの各金額は、本件消費税各更正処分の納付すべき消費税額及び譲渡割額（地方消費税額）（別表4及び別表9の各「更正処分等」欄参照。）とそれぞれ同額であるから、本件消費税各更正処分は適法である。

第4 本件消費税各賦課決定処分の根拠及び適法性

1 本件消費税各賦課決定処分の根拠

上記第3のとおり、本件消費税各更正処分は適法であるところ、原告B及び原告Dは、本件調査において、本件調査担当者らから帳簿等の提示を求められたにもかかわらず、これを拒み続けたものであり、このことは、消費税法30条7項に規定する「課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合」に該当することから、同条1項の適用を受けることはできない。そして、同項の適用を受けることができないことは国税通則法65条4項に規定する「正当な理由」に該当せず、また、他に「正当な理由」に該当すると認められる事実も存在しない。

したがって、原告B及び原告Dに課されるべき過少申告加算税の額は、国税通則法65条に基づき、次のとおり計算した金額である。

(1) 原告Bについて

ア 原告B平成19年9月課税期間の消費税の過少申告加算税の額（別表13「平成19年9月課税期間」欄・順号⑫） 219万6500円

上記金額は、①国税通則法65条1項の規定に基づき、原告B平成19年9月課税期間消費税更正処分により原告Bが新たに納付すべき税額1835万円（ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、100分の10の割合を乗じて算出した金額183万5000円と、②同法65条2項の規定に基づき、上記新たに納付すべき消費税等の額183万8200円のうち期限内申告税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額である期限内申告税額に相当する金額1112万4800円を超える部分に相当する税額723万円（ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、100分の5の割合を乗じて算出した金額36万1500円との合計額である。

イ 原告B平成20年9月課税期間の消費税の過少申告加算税の額（別表13「平成20年9月課税期間」欄・順号⑫） 363万6000円

上記金額は、①国税通則法65条1項の規定に基づき、原告B平成20年9月課税期間消費税更正処分により原告Bが新たに納付すべき税額2814万円（ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、100分の10の割合を乗じて算出した金額281万4000円と、②同法65条2項の規定に基づき、上記新たに納付すべき消費税等の額281万7300円のうち期限内申告税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額である期限内申告税額に相当する金額1170万0800円を超える部分に相当する税額1644万円（ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、100分の5の割合を乗じて算出した金額82万2000円との合計

額である。

ウ 原告B平成21年9月課税期間の消費税の過少申告加算税の額（別表13「平成21年9月課税期間」欄・順号⑫） 264万9000円

上記金額は、①国税通則法65条1項の規定に基づき、原告B平成21年9月課税期間消費税更正処分により原告Bが新たに納付すべき税額2018万円（ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、100分の10の割合を乗じて算出した金額201万8000円と、②同法65条2項の規定に基づき、上記新たに納付すべき消費税等の額2018万2500円のうち期限内申告税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額である期限内申告税額に相当する金額755万2600円を超える部分に相当する税額1262万円（ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に、100分の5の割合を乗じて算出した金額63万1000円との合計額である。

(2) 原告Dについて

ア 原告D平成20年6月課税期間の消費税の過少申告加算税の額（別表14「平成20年6月課税期間」欄・順号⑫） 721万6000円

上記金額は、①国税通則法65条1項の規定に基づき、原告D平成20年6月課税期間消費税更正処分により原告Dが新たに納付すべき税額5417万円（ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、100分の10の割合を乗じて算出した金額541万7000円と、②同法65条2項の規定に基づき、上記新たに納付すべき消費税等の額5417万2900円のうち期限内申告税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額である期限内申告税額に相当する金額1818万6100円を超える部分に相当する税額3598万円（ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、100分の5の割合を乗じて算出した金額179万9000円との合計額である。

イ 原告D平成21年6月課税期間の消費税の過少申告加算税の額（別表14「平成21年6月課税期間」欄・順号⑫） 398万7000円

上記金額は、①国税通則法65条1項の規定に基づき、原告D平成21年6月課税期間消費税更正処分により原告Dが新たに納付すべき税額2894万円（ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、100分の10の割合を乗じて算出した金額289万4000円と、②同法65条2項の規定に基づき、上記新たに納付すべき消費税等の額2894万5300円のうち期限内申告税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額である期限内申告税額に相当する金額708万4700円を超える部分の税額2186万円（ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に、100分の5の割合を乗じて算出した金額109万3000円との合計額である。

2 本件消費税各賦課決定処分の適法性

被告が本件各訴えにおいて主張する原告B及び原告Dに課されるべき過少申告加算税の額は、前記1(1)及び(2)のとおりであり、これらの金額は、本件消費税各賦課決定処分の過少申告加算税の額（別表4及び別表9の各「更正処分等」欄参照。）とそれぞれ同額であるから、本件消費税各賦課決定処分は適法である。

原告 A の課税処分等の経緯（青色申告の承認の取消処分）

区分	年月日	内容
青色申告承認 取消処分	平成22年5月17日	平成21年5月12日から平成21年9月30日までの事業年度以後の法人税の青色申告の承認の取消処分
異議申立て	平成22年6月15日	平成21年5月12日から平成21年9月30日までの事業年度以後の法人税の青色申告の承認の取消処分の取消し
異議決定	平成22年8月27日	(棄却)
審査請求	平成22年9月27日	平成21年5月12日から平成21年9月30日までの事業年度以後の法人税の青色申告の承認の取消処分の取消し
審査裁決	平成23年4月18日	(棄却)

原告Bの課税処分等の経緯（青色申告の承認の取消処分）

区分	年月日	内容
青色申告承認 取消処分	平成22年5月17日	平成16年10月1日から平成17年9月30日までの事業年度以後の法人税の青色申告の承認の取消処分
異議申立て	平成22年6月15日	平成16年10月1日から平成17年9月30日までの事業年度以後の法人税の青色申告の承認の取消処分の取消し
異議決定	平成22年8月27日	(棄却)
審査請求	平成22年9月27日	平成16年10月1日から平成17年9月30日までの事業年度以後の法人税の青色申告の承認の取消処分の取消し
審査裁決	平成23年4月18日	(棄却)

原告Bの法人税の課税処分等の経緯

(単位：円)

事業年度	区分	年月日	所得金額	納付すべき法人税額	過少申告加算税の額
平成20年9月期	確定申告	期限内	29,857,432	8,317,100	—
	更正処分等	平成22年5月17日	45,512,932	13,013,600	469,000
	異議申立て	平成22年6月15日	29,857,432	8,317,100	—
	異議決定	平成22年8月27日	(棄却)		
	審査請求	平成22年9月27日	29,857,432	8,317,100	—
	審査裁決	平成23年4月18日	(棄却)		
平成21年9月期	確定申告	期限内	4,274,989	769,300	—
	更正処分等	平成22年5月17日	△2,128,083	0	—
	異議申立て	平成22年6月15日	4,274,989	769,300	—
	異議決定	平成22年8月27日	(却下)		
	審査請求	平成22年9月27日	4,274,989	769,300	—
	審査裁決	平成23年4月18日	(却下)		

(注) 「所得金額」欄の△印は欠損金額を示す。

原告Bの消費税等の課税処分等の経緯

(単位：円)

区分	年月日	課税標準額	仕入税額控除の額	納付すべき消費税の額	納付すべき地方消費税の額	過少申告加算税の額		
平成19年9月期	確定申告	期限内	589,662,000	14,686,575	8,899,900	2,224,900		
	更正処分等	平成22年5月17日	589,662,000	0	23,586,400	5,896,600	2,196,500	
	異議申立て	平成22年6月15日	589,662,000	14,686,575	8,899,900	2,224,900	0	
	異議決定	平成22年8月27日	棄却					
	審査請求	平成22年9月27日	589,662,000	14,686,575	8,899,900	2,224,900	0	
	審査裁決	平成23年4月18日	棄却					
平成20年9月期	確定申告	期限内	796,964,000	22,517,860	9,360,700	2,340,100		
	更正処分等	平成22年5月17日	796,964,000	0	31,878,500	7,969,600	3,636,000	
	異議申立て	平成22年6月15日	796,964,000	22,517,860	9,360,700	2,340,100	0	
	異議決定	平成22年8月27日	棄却					
	審査請求	平成22年9月27日	796,964,000	22,517,860	9,360,700	2,340,100	0	
	審査裁決	平成23年4月18日	棄却					
平成21年9月期	確定申告	期限内	554,703,000	16,145,981	6,042,100	1,510,500		
	更正処分等	平成22年5月17日	554,703,000	0	22,188,100	5,547,000	2,649,000	
	異議申立て	平成22年6月15日	554,703,000	16,145,981	6,042,100	1,510,500	0	
	異議決定	平成22年8月27日	棄却					
	審査請求	平成22年9月27日	554,703,000	16,145,981	6,042,100	1,510,500	0	
	審査裁決	平成23年4月18日	棄却					

原告Cの課税処分等の経緯（青色申告の承認の取消処分）

区分	年月日	内容
青色申告承認 取消処分	平成22年5月17日	平成19年9月11日から平成20年8月31日までの事業年度以後の法人税の青色申告の承認の取消処分
異議申立て	平成22年6月15日	平成19年9月11日から平成20年8月31日までの事業年度以後の法人税の青色申告の承認の取消処分の取消し
異議決定	平成22年8月27日	(棄却)
審査請求	平成22年9月27日	平成19年9月11日から平成20年8月31日までの事業年度以後の法人税の青色申告の承認の取消処分の取消し
審査裁決	平成23年4月18日	(棄却)

原告Cの法人税の課税処分等の経緯

(単位：円)

事業年度	区分	年月日	所得金額	欠損金の繰戻しによる還付金額	翌期へ繰り越すべき欠損金額	過少申告加算税の額	
平成21年8月期	確定申告	期限内	△17,426,873	1,622,700	10,050,350	—	
	更正処分等	平成22年5月17日	△17,426,873	0	0	218,000	
	異議申立て	平成22年6月15日	△17,426,873	1,622,700	10,050,350	—	
	異議決定	平成22年8月27日	(棄却)				
	審査請求	平成22年9月27日	△17,426,873	1,622,700	10,050,350	—	
	審査裁決	平成23年4月18日	(棄却)				

(注)「所得金額」欄の△印は欠損金額を示す。

原告Dの課税処分等の経緯（青色申告の承認の取消処分）

区分	年月日	内容
青色申告承認 取消処分	平成22年5月17日	平成17年7月1日から平成18年6月30日までの事業年度以後の法人税の青色申告の承認の取消処分
異議申立て	平成22年6月15日	平成17年7月1日から平成18年6月30日までの事業年度以後の法人税の青色申告の承認の取消処分の取消し
異議決定	平成22年8月27日	(棄却)
審査請求	平成22年9月27日	平成17年7月1日から平成18年6月30日までの事業年度以後の法人税の青色申告の承認の取消処分の取消し
審査裁決	平成23年4月18日	(棄却)

原告Dの法人税の課税処分等の経緯

(単位：円)

事業年度	区分	年月日	所得金額	納付すべき法人税額	欠損金の繰戻しによる還付金額	過少申告加算税の額
平成20年6月期	確定申告	期限内	83,591,824	24,437,300	—	—
	更正処分等	平成22年5月17日	96,758,824	28,387,400	—	395,000
	異議申立て	平成22年6月15日	83,591,824	24,437,300	—	—
	異議決定	平成22年8月27日	(棄却)			
	審査請求	平成22年9月27日	83,591,824	24,437,300	—	—
	審査裁決	平成23年4月18日	(棄却)			
平成21年6月期	確定申告	期限内	△46,428,833	—	13,573,041	—
	修正申告	平成21年11月12日	△42,927,293	—	12,549,398	—
	更正処分等	平成22年5月17日	△48,312,564	—	0	1,856,000
	異議申立て	平成22年6月15日	△42,927,293	—	12,549,398	—
	異議決定	平成22年8月27日	(棄却)			
	審査請求	平成22年9月27日	△42,927,293	—	12,549,398	—
	審査裁決	平成23年4月18日	(棄却)			

(注) 「所得金額」欄の△印は欠損金額を示す。

原告Dの消費税等の課税処分等の経緯

(単位：円)

区分	年月日	課税標準額	仕入税額控除の額	納付すべき消費税の額	納付すべき地方消費税の額	過少申告加算税の額		
平成20年6月期	確定申告	期限内	1,447,181,000	43,338,319	14,548,900	3,637,200		
	更正処分等	平成22年5月17日	1,447,181,000	0	57,887,200	14,471,800	7,216,000	
	異議申立て	平成22年6月15日	1,447,181,000	43,338,319	14,548,900	3,637,200	0	
	異議決定	平成22年8月27日	棄却					
	審査請求	平成22年9月27日	1,447,181,000	43,338,319	14,548,900	3,637,200	0	
	審査裁決	平成23年4月18日	棄却					
平成21年6月期	確定申告	期限内	720,601,000	23,156,170	5,667,800	1,416,900		
	更正処分等	平成22年5月17日	720,601,000	0	28,824,000	7,206,000	3,987,000	
	異議申立て	平成22年6月15日	720,601,000	23,156,170	5,667,800	1,416,900	0	
	異議決定	平成22年8月27日	棄却					
	審査請求	平成22年9月27日	720,601,000	23,156,170	5,667,800	1,416,900	0	
	審査裁決	平成23年4月18日	棄却					

別表 10～14 省略